

# 岡埜谷家古文書目録

その2 (近世C 1 ~ D 2)

平成 30 年 1 月 整理

島 田 市 博 物 館

(島田市史編さん委員会)

## 綴込み資料

### 岡埜谷家古文書目録 その2 (近世)

- 1 岡埜谷家文書から見た笹間村 (その2) -近世を中心として- . . . . . (前1)
- 2 年 表 . . . . . (前3)
- 3 近世文書分類表 (文書目録の目次に替えて) . . . . . (前4)
- 4 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって . . . . . (前5)
- 5 古文書目録 (分類「C-1」～「D-2」) . . . . . (No.38)

## 岡莖谷家文書から見た笹間村（その2）

—近世を中心として—

### 1、岡莖谷家文書について

岡莖谷家及び当家古文書の実情に付いては「その1」ですすでに紹介済みです。

ところで本目録の掲載文書は、前目録「その1」に引き続き分類C-1の途中から始めD-2の途中までとし、次の目録「その3」に繋いでいます。ここでは本目録「その2」の内容から笹間村に関して分かる事柄を大雑把に紹介することにします。

具体的には分類D-1・D-2に属する村概況と村政を話題とし、更に目録「その3」に収録しているD-3（村入用）をも含めてここで扱いました。

### 2、笹間村と篠間村

笹間村は、幕府の行政組織の上では一つの村落形態を保ちながら、江戸時代以降 上組と下組に分かれ、両組がそれぞれ自立の営みをしていました。

その笹間村ですが、この村名は元から笹間村なのか、それとも篠間村と記していたのか、これを幕府行政側が話題として取り上げたことがあります。

それは天保8（1837）年4月のことです。この幕府の問いに対して惣笹間村の名主：藤太夫・組頭：吉兵衛・百姓代：次郎左衛門は連名で次のように回答しています。

「笹間村は元禄の絵図面には「篠間村」とある。これが「笹間村」へと文字が替わったのはいつのことか、とのお尋ねであるが、寛永14年の水帳（検地帳）には「篠間村」とあり、それがいつから「笹間村」へと変化したのか分からない」、と答えています。

ところが同年同月、隣村身成村の名主：五郎右衛門も、幕府から同じ問いを受けて、寛永14年の水帳には「笹間村」とある、と答えているのです。つまり同年同月、公儀からの同じ問い合わせに対して、2人は異なった答えを出していることとなります。

この2人の回答の根拠は「寛永14年」の水帳です。そこで実際に古文書「寛永14年水野監物様御検地」を確認して見ました。ここには「笹間村」、との確かな記載があるのです。この違いをどう考えればよいのでしょうか。

「目録その1」で紹介した中世文書を振り返って見ましょう。現存する中世文書5点の文書が「ささま」の地名に触れていますが、その内3点が「ささまの郷」と仮名で書き、2点

が「篠間郷」と漢字で明記しています。「篠間郷」とある文書は2点とも天文16年です。ずっと下って江戸時代の寛永14年 笹間村と記された検地帳のことを「篠間郷」と回答したのが惣笹間村名主藤太夫（笹間村上組）でした。中世文書の持主 上河内の帳元名主松兵衛が回答したならば又別の回答になっていたかも知れません。

以上のことから考えると、現在の笹間村は古くは篠間郷（村）と書くこともあったが、時は流れ何時ともなく「篠間村」とか「笹間村」と二様に書く時期があつて（寛永14年の検地帳は笹間村）、そしてやがて笹間村と書くことが普通となった、と解釈してよいのではないのでしょうか。

現在色々な古文書に接して気づくことは、今の社会では文字の使用が予め決められていてそれ以外の文字は誤字とされますが、江戸時代を含め古い社会では、読んだ時の発音が一緒であるならそれでよしとし、文字そのものにはあまりこだわらなかったのです。

篠間村でも笹間村でもどちらを書いても当時の人々は、かなりの知識人でも気にはしなかった筈です。ここでは（天保8年）それを公儀のお役人が問題としている、その点が注目されるところでしょう。

### 3、笹間村下組の村構造

#### （1）村の人口

8組それぞれの人口はデータ不足で分かりかねるのですが、下組全体の家数・人口の推移は次のようになっています。

寛政元（1789）年：家数=85軒、人別=416人（男219人、女197人）

文政12（1829）年：家数=98軒、人別=594人（男307人、女287人、僧1人）

嘉永3（1850）年：家数=99軒、人別=649人（男332人、女316人、僧1人）

慶応3（1867）年：家数=99軒、人別=681人（男368人、女311人、僧2人）

寛政元年から慶応3年まで78年間の歳月が流れています。この間に人口は265人、その内、男は149人、女は114人と、わずかな増加が見られるものの、女性の人口は男性より常に少ない傾向にあります。江戸時代 平均余命に関して言えば男よりも女の方が短かったのです。

## (2) 村役人のこと

笹間村下組は8ヵ組(村)で構成され、しかもそれぞれの組に名主など村方三役が存在していたことはすでに「その1」で紹介済みです。ここでは村(組)の名主の役割に付きもう少し立ち入って見てみましょう。

一般的に村の名主には2つのタイプがありました。その一つは、村の開発を手がけてそのまま村に居住し、他と比較して社会・経済的に優位な立場にある者が名主となる場合で言わば村の「草分け」的名主です。この名主には元武士＝中世土豪の末裔が多いのが特徴です。二つ目は村人の選挙(推薦)による者です。選挙といっても村人全員ではなく本百姓の戸主の推薦によって選ばれた名主です。何れにせよ領主の認可を必要としますが、普通は村で決まった者がそのまま名主として認められました。前者が世襲制名主、後者が交代制名主とでも言いましょうか。この決め方は名主を補佐する組頭、村政を監察する百姓代も同じです。

名主は、村の年貢徴収、戸籍事務、公文書の作成、普請事業、そして他村や領主との折衝など、村の政治全体を取り仕切っています。その業務は多忙で、時間と経済的ゆとりのある者でないと勤まらなかったのです。

笹間村下組は8組に分かれていました。公儀の御触れ・諸連絡事項、その他何でも村々に通知するものは廻状によるのが普通です。そこでその廻状の廻る組(村)の順番(1)→(8)と、その組の村役人名を列挙すると次のようになります。

(1) 上河内組＝横元名主；松兵衛・組頭；甚三郎・百姓代；治郎右衛門→※

※→(2)大森組＝名主；作左衛門 →(3) 西向組＝名主；権右衛門 → (4)大平組＝名主；次郎兵衛・組頭；六兵衛 → (5)三井(並)組＝名主；伊左衛門・与頭；源三郎・百姓代；伊兵衛 →(6) 高日向組＝名主；新太夫・与頭；作太夫・百姓代；七郎太夫 → (7)日向組＝名主利兵衛→(8)栗野山組＝名主；太郎右衛門・名主；甚左衛門

(最後尾の村は横元、又場合によっては嶋田役所等の発信元に返却)

これは、公儀嶋田役所による村役人の印鑑改めがあり、天保9年3月、これを受けて各組が提出した印鑑証文によるものです。だとすれば、この中に組頭や百姓代の名前が見えない組もあるけれど、それらの組には少なくとも天保9年頃には一組頭や百姓代は存在しなかったものと解されます。またこの時代、当主の名前は世襲制だったので、後継者は

その名前も継承し、そこには何も変化は生じなかったのです。

村役人が何かの理由で替わる場合、どのような手続きを取っているのでしょうか、西向組の場合を見てみましょう。

嘉永2(1849)年のことです。名主権右衛門は病気にて名主の務めが果たせず退役を申し出て、その後役に作右衛門が名主に就任することが決まりました。勿論村方百姓一統から得た結果です。ところがそれから6年後の安政2年1月、今度は作右衛門が病身で退役を申し出ました。そこで村方一統又々相談の結果、今まで組頭の藤太夫を後任名主に推したのですが、それがまとまらず、2月には横元名主松兵衛にその仲介を依頼しています。

結果は不明ですが、当地区の村役人の決め方がわかる一例として紹介しました。

## (3) 村入用のこと

村入用とは村政運用のための必要諸経費のことです。全て村人の負担となっていて、その割当方には2通りあって、石高による高割と、一軒一軒が同額負担の門割(戸数割)とから成り立っています。どのような出費があるか、文政7申年2月、嶋田役所へ提出するために作成した「去去年分村入用帳下書」からその例を見てみましょう。

それは、宗門人別帳・五人組帳・公儀のお触れ、その外御用諸帳簿の書き役の食事代、これら御用書物の紙代、役所の雑用55人分、出張のための安倍川の川越賃、枝郷村役人の帳元方への寄合昼飯、寺社勧化、猪鹿の防御費用、嶋田陣屋修復代、などです。

ここに記載される事項は、出張のための安倍川川越し賃を除き、文政10年、天保11年、天保15年、弘化3年、安政4年の入用帳にも見え、必要経費として毎年出費を見たのでしょうか。その外、藤枝宿への助郷余荷金、丸子宿助郷出役費用、朝鮮通信使通行上納金などを要する年もあって、これは予想外の出費となります。

こうした村入用は年末に集計して、それを村の戸主(本百姓)全てに割掛けることとなります。そして翌年3月頃までに「村入用小割帳」を2部作成し、一部を役所に提出したのです。村入用をどのように各戸に割掛けるか、高割とする分では石高・土地所有の大小により提出額が決まるので、村内の村人の力関係が分かり、また村入用の内容によっては村の自治活動の構造、村役人を中心とした村行政の在り方が知れて、「村入用帳」は村の歴史を紐解く大切な材料を提供してくれます。

年表

応仁元年(1467)～平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

Table with 28 columns representing years and months, and rows listing specific years from 1467 to 1997. Columns include year, month, day, and zodiac sign. The table is organized into groups of four columns each, with the first column of each group being the largest and containing the most data.

# 近世文書分類表 (明治5年まで)

前4

## A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種詫状 ⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩検約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

## B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳 f 田畑高名寄帳 g 田畑貢高帳 等) ③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

## C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状 ⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進 ⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 貢加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関保

## D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞) ③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳) ③宗門一礼 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

## E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕 ⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守 ⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩 ⑦漁携組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等) ⑤その他

## F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商 ⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料 ⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

## F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文 ⑨實地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

## G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦拝借金 ⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤貨銭 ⑥関所 ⑦通行手形 ⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

## H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

## I 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

## J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌 ③哲学 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

## K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神官 ⑨宣教師 ⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首) ⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山 ⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人 ⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

## L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

## M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

## X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帯刀御免 ⑦本家 ⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓 ⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

## Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

## Z 雑

- ①断簡 ②その他

# 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって

## I 文書目録の見方について

### 1 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代の文書（中世文書も含む）は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また明治・大正・昭和時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代の文書（含、中世）ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正・昭和時代のもの「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

特に分類F-1については、商業一般のものとお茶の販売のもので目録の掲載を分けました。一般の部分を中心に、その後にお茶の販売の部分を書きました。

### 2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部から順に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した番号です。この番号については、『川根町近世史料所在目録』（第6集）の「岡埜谷家文書」に掲載されてある分類符号にそのまま番号数字を記して『川根町近世史料所在目録』からでも原文書を特定できるようにしました。それから今回は未調査の文書があり、それも調査を行ない、追加分としました。追加分の文書は外1、外2・・・と「外」の字を付して一連番号としました。いずれにせよあとで説明してありますが、この「整理番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

### 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「記載なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「記載なし」とは、原文書にもともと記入しなかったことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れ

るよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

### 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっています。この「摘要」欄を「年号」・「差出・受取人」欄とを併合して見ることで「分野別年表」として活用できるようにしました。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

### 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の文書又は帳面を一括して一綴りにしているものを意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

### 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、岡埜谷家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）にある「コピー文書」の保管箱の番号のことです。

## II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類「A-1」・「A-2」…「B-1」…「D-1」…「E-1」…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「整理番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。例えば文書目録の「通し番号」9の文書を取り出すとします。この通し番号9の文書の「整理番号」は「A24」で、分類は「A-1」です。そこで、まず分類（A-1）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から整理番号「A24」の封筒を選び出せば該当

文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

- 3 分類F-1は商業一般と、お茶の販売で保管する箱が分かれています。お茶の販売の文書が入っている封筒の整理番号の頭にLの符号がついており、保管箱の表紙には「分類F-1 ㊤付き」と表示されています。分類F-1の文書を取り出す際には商業一般に関するものか、お茶の販売に関するものか気をつけて取り出してください。

また、『川根町近世史料所在目録』掲載分と追加分で保管する箱を変えてあります。追加分には保管箱に「第2次調査分」と記載してありますので、こちらも文書を取り出す際には気をつけてください。

### III 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入箱に納めてください。  
これを取り違えると、次会引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければなりません。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 当古文書は戦国・江戸時代の上河内地区の動向を知る上で貴重な資料となるものです。それは岡埜谷家の宝物であると同時に当地域の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
460 C175	C 1	文化12年3月 (1815年)・亥	戌御年貢皆済目録	○山田茂左衛門 ●笹間村 名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取り: 籾75貫812文(この永18貫953文)、②その他の年貢:小物成(籾)、口籠、高掛三役(永・米)、夫食代拝借返納(永)、以上、米や籾も全て永に換算され、納合:永23貫633文7分4厘8毛、これに加えて包歩銀・下賃がある。	(旧目録P37)	原本	状	1		
461 C2	C 1	文化12年9月 (1815年)・亥	亥より申迄拾ヶ年 定免御請證文 (下組ひかへ)	○駿州志太郡笹間村両組(表紙) ●記載なし	①笹間村高679石7斗(反別44町5畝5歩)、内訳:(1)田方5石4斗6升5合(反別4反12歩)、有高1石7斗2升5合(反別1反2畝8歩)、この取米4斗3升3合、(2)畑高674石2斗3升5合(反別43町6反4畝23歩)、有高428石6斗3升2合4勺(反別26町5反9畝21歩)、この取籾201貫909文、当亥年は定免明けのため、事後の変更を窺ったところ、当亥年より申迄迄10ヶ年定免と改まった。この場合田地の損地発生しても持高10分の1に相当しない場合、又は風水干損の損耗の場合も3分の1以上に相当しない場合は減免要求しないものとする。	丁敷4枚 (旧目録P63)	原本	綴り	1	○	93
462 C226	C 1	文化12年10月 (1815年)・亥	亥御年貢可納割付 之事	○山田茂左衛門 ●笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文・5石代、当亥より申年迄10ヶ年定免)、内訳:(1)田方5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高420石4斗8升9合4勺、この取籾194貫377文、②新田の部:(1)笹間村新田(畑)9石3斗9升5合(永1貫879文の5石代)、この取籾7貫657文、③その外:午改見取(籾)、亥改見取(籾)、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米・永)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文9分、籾222貫778文、亥より申までの10ヶ年定免、納期12月10日。	長さ257cm (旧目録P32)	原本	状	1	○	93
463 C176	C 1	文化13年3月 (1816年)・子	亥御年貢皆済目録	○山 茂左衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7斗、これより納入年貢は次の通り、①本途見取: 籾76貫302文、②その他:小物成(籾)、口籠、高掛三役(米・永)、夫食代拝借返納(永)、③納合:永23貫726文4分8厘8毛、この外に、包歩銀と下賃が加わる。	(旧目録P37)	原本	状	1		
464 C227	C 1	文化13年10月 (1816年)・子	子御年貢可納割付 之事	○山田茂左衛門 ●笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5升1合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高420石4斗8升9合4勺、取籾194貫377文、②笹間村新田の部:(1)畑高9石3斗9升5合、(永1貫879文、5石代)=有高、この取籾7貫657文、③その外:午・亥年の改見取(籾)、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(永・米)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文、籾222貫778文、亥より申迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	長さ128cm (旧目録P32)	原本	状	1		
465 C408	C 1	文化13年12月 (1816年)・子	乍恐以書付奉願上 候 (石代引下げ願)	○志太郡磯網村・身成・伊久美・笹間両組・笹間渡・地名・下泉 ●山田茂左衛門御役所	志太郡下の我等村々は山中で田畑は少なく、居屋敷の廻りの畑地は茶を植え、外に麦・粟・稗・芋などを耕作している。近来江戸表にて安値で茶を買い集め商売している者が現れ、百姓は難儀している。また稀なる天候不順で毛虫がわき、茶摘みも出来ない。3月～5月は茶摘み年貢定納物など手当てして来たが、今は夫食にも困窮している。また大風雨にて大井川・谷川など一田押流し、山崩れなど山方の村は難儀している。このままでは退転の外なく途方にくれている。この極難儀を察せられ、石代値段の引下げをお願いしたい。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	93
466 C535	C 1	(文化13年) (1816年)	乍恐以書付奉願上 候 (石代直段引下げ願)	○駿州安部郡飯間村・中瀬ヶ村9組 寺嶋・鍵穴・小嶋・日向・湯嶋・崩野・八草・霧尾・口間、新間・水見色・奈良間・富沢・昼居戸・相俣・墨股・杉尾・東沢 ●記載なし	安部郡下の我等村々は稲作は期待できず、山畑に木を植え附け、薪木切り出し駿府へ売出し、又葦科川の筏下して渡世し、常に困窮にある村々である。このようなわけで、往古 小林又左衛門支配の時、石代を下げてくださった。また享保18年山田次右衛門支配の時も同様石代を下げていただいている、今回の困窮についても石代を下げて頂けるようお願いしたい。	(旧目録P65)	原本	状	1	○	93
467 C228	C 1	文化14年10月 (1817年)・丑	丑御年貢可納割付 之事	○山田茂左衛門 ●駿河国志太郡笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高420石4斗8升9合4勺、取籾194貫377文、②新田の部:(1)笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合、(永1貫879文、5石代)=有高、この取籾7貫657文、③その外:午・亥年の見取(籾)、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(永・米)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文、籾222貫778文、亥より申迄の10ヶ年定免、納期12月10日	長さ130cm (旧目録P32)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・厚 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
468 C177	C 1	文政2年3月 (1819年)・卯	寅御年貢皆済目録	○山 茂左衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・百姓代	笹間下組:高248石7升、これより年貢は以下の通り、本途鑑76貫365文(永19貫41文3分)、この外の年貢として、小物成鑑(永で)、口鑑(永で)、高掛三役(米・永、米も永に替えて)、夫食代返納(亥より卯まで30ヶ年賦)、納合:永23貫607文8分4厘。	(旧目録P37)	原 本	状	1		
469 C229	C 1	文政2年10月 (1819年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○山田茂右衛門 ●志太郎笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高421石7斗4升2合4勺、取鑑194貫565文、②新田の部:笹間村新田(畑) 高9石3斗9升5合(永1貫899文、5石代)、この取鑑7貫657文、③その他:見取220文、薪役(鑑)、高掛三役(米・鑑)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文、鑑220貫966文、納期12月10日。	(旧目録P32)	原 本	状	1		
470 C24	C 1	文政2年12月 (1819年)・卯	卯御年貢諸入ヶ小割帳	○上河内村(表紙) ●記載なし	村高:永10貫583文、有高 永5貫416文、取鑑7貫309文、この内訳を詳細に載せる(省略)、外に:薪役鑑、鉄炮役鑑、口鑑、高掛三役(鑑)、納合:鑑11貫800文、末尾に皆済目録を載せる。この皆済目録には、国役、夫食返納、名主役鑑、鉄炮役、次行事、村方小入りなども載せている。	(旧目録P58)	原 本	横帳	1	○	93
471 C178	C 1	文政3年3月 (1820年)・辰	卯御年貢皆済目録	○山 茂左衛門 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取、②その他:小物成(鑑)、口鑑、高掛三役、夫食代押借返納(戌より卯迄30ヶ年賦)、③納合:永23貫507文2分6厘8毛、以上皆済証明。	(旧目録P37)	原 本	状	1		
472 C25	C 1	文政3年12月 (1820年)・辰	辰御年貢諸入ヶ小割帳	○上河内村(表紙) ●記載なし	村高:永10貫583文、有高 永5貫578文、取鑑7貫401文。外に:薪役鑑、鉄炮役鑑、口鑑、高掛三役(鑑)、納合:鑑11貫935文、末尾に村入用としての、国役、夫食返納、名主役鑑、鉄炮役、月行事、宗門など22石の百姓納入の明細がある。	(旧目録P58)	原 本	状	1		
473 C179	C 1	文政4年3月 (1821年)・巳	辰皆済目録	○伊奈友之助 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間下組:高248石7升、これより年貢は以下の通り、本途見取 鑑76貫457文(この永19貫121文8分)、この外の年貢として、小物成鑑(永で)、口鑑(永で)、高掛三役(米・永、米も永に替えて)、夫食代返納(亥より卯まで30ヶ年賦)、納合:永23貫542文7分、以上皆済証明。	(旧目録P37)	原 本	状	1		
474 C230	C 1	文政4年10月 (1821年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○伊奈友之助 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高424石4斗5升1合4勺、取鑑194貫912文、②新田の部:(1)畑方同所新田:) 高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代) = 有高、この取鑑7貫657文、③その他:午故・亥故の見取(鑑)、2升出目米、鉄炮役鑑、薪役鑑、高掛三役(永・米)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文9分、鑑23貫313文、亥より申迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	長さ137cm (旧目録P32)	原 本	状	1	○	93
475 Z32	C 1	安政4年11月 (1857年)・巳	当巳御年貢帳袋	○笹間村下組 帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	安政4巳年の年貢帳の「袋」のみで中身なし。	年代配列ミス 通し番号誤り (旧目録P23)	原 本	袋	1		
476 C180	C 1	文政5年3月 (1822年)・午	巳皆済目録	○伊 友之助 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途鑑76貫487文(この永19貫121文8分)、②その他:小物成(鑑)、口鑑(永で)、高掛三役(米・永、米も永に替えて)、夫食代押借返納(戌より卯迄30ヶ年賦)、③納合:永23貫633文3分、以上皆済証明。	(旧目録P37)	原 本	状	1		
477 C409	C 1	文政5年10月9日 (1822年)・午	覚	○横元 ●大平組 名主中	午の御年貢金初納の分1両を受取る。これは仮受取り覚である。	(旧目録P68)	原 本	状	1		
478 C47	C 1	文政5年10月 (1822年)・午	当午御年貢金請取帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村下組の内に、大森組、西向組、大平組、高日向組、日向組、日向三郎右衛門組、甚左衛門組の村方それぞれの年貢金請取帳。	(旧目録P61)	原 本	横帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
479 C231	C 1	文政5年10月 (1822年)・午	午御年貢可納割付之事	○伊奈友之助 ●笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(この永134貫61文・5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高424石5斗1合4勺、取籾194貫912文、②新田の部、村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取籾7貫657文、③その外:午・亥の見取(籾)、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米・永)、④納合:米2石2斗9升3合、永1貫689文9分、籾223貫313文、亥より申迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P32)	原本	状	1	○	93
480 C26	C 1	文政5年12月 (1822年)・午	当午御年貢諸入ヶ皆済目録	○上河内村(表紙) ●記載なし	村高:永10貫583文、有高永5貫578文、この取籾7貫390文、これに綿役籾、鉄炮役籾、口籾、高掛三役籾が加わり、総計籾12貫1文、外に包歩銀と下賃が加わる。次に国役、諸入ヶ、名主役籾、月行司、寺社領、宗門など各百姓が納入する高が詳細に記載される。	丁数12枚 (旧目録P62)	原本	横帳	1	○	93
481 C181	C 1	文政6年3月 (1823年)・未	午皆済目録	○伊奈友之助 ●笹間村下組 名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、本途見取の外に、小物成、口籾、高掛三役などあり、納合:永23貫653文1分、これを皆済したという様文。	虫喰いあり (旧目録P37)	原本	状	1		
482 C232	C 1	文政6年10月 (1823)年・未	未御年貢可納割付之事	○伊奈友之助 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗8升5合、取米4斗3升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高424石5斗6合4勺、取籾194貫912文、②同所新田:畑高9石3斗9升5合=有高、取籾7貫657文、③その外:午・亥改見取籾、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米・永)、④納合:米1石4斗2升9合、永1貫689文、籾223貫313文、亥より申迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P32)	原本	状	1	○	93
483 C182	C 1	文政7年3月 (1824年)・申	未御年貢皆済目録	○羽 外記 ●(笹間村下組)	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取:籾75貫487文(この永19貫121文)、②その外の年貢:小物成(籾)、口籾、高掛三役(永・米)、以上、米や籾も全て永に換算され、納合:永23貫651文。	(旧目録P37)	原本	状	1		
484 C406-1	C 1	文政8年2月 (1825年)・酉	乍恐以書付奉願上候	○鶴網村・伊久美村・身成村・笹間両組・笹間渡村・地名村・下泉村の各名主(名前無記載) ●羽倉外記様御役所	鶴網村外7ヶ村は去る申年に定免年季明けとなり、それを機に、後定免年季に増免を言い渡された。村々としてはこれは難儀で困る旨申上げて、後定免も従来通り取償にて、当酉年より10ヶ年季に願いたい旨申出た。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	93
485 C406-2	C 1	弘化2年2月 (1845年)・巳 ※年号順配列ミス	覚	○志大郡身成村・鶴網村・笹間渡村・地名村・下泉村・伊久美・笹間上・下組 8ヶ村 ●記載なし	8ヶ村は去る辰年定免年季明けとなる。あとの定免年季を増米するとの通達あり。しかしこの村々は山内で山畑多く、増米は難儀だと申出た。しかし許可されず再び増米指令があった。当巳年より10ヶ年季定免ということで、公儀にお願いする。また起返の組入れは延年にしてみたい、と願う、その案文。	別に、「乍恐以書付奉願上候」の文書もあるが内容は同じ。 (旧目録P64)	原本	状	1	○	93
486 C183	C 1	文政8年3月 (1825年)・酉	申御年貢皆済目録	○羽 外記 ●鞍州志大郡笹間村下組	笹間村高:248石7升、年貢は次の通り、(1)本途(籾76貫487文、この永19貫121文8分、但し金1両に籾4貫文替)、(2)その他の年貢、小物成(籾)、口籾、高掛三役(米・永)、納合23貫642文3分、外に、包歩銀と下賃:永102文4分が加わる。	(旧目録P37)	原本	状	1	○	93
487 C184	C 1	文政9年3月 (1826年)・戌	酉御年貢皆済目録	○羽 外記 ●鞍州志大郡笹間村下組	笹間村高:248石7升、納入年貢は次の通り、(1)本途見取:籾76貫690文、(永19貫172文5分)、(2)その他、小物成籾・口籾・高掛三役(米・永)、納合:永23貫988文9分、外に包歩銀と下賃が加わる。	(旧目録P37)	原本	状	1		93
488 C51	C 1	文政9年12月 (1826年)・戌	当戌御年貢諸入ヶ皆済目録 笹間下組	○笹間下組名主(表紙) ●記載なし	笹間下組(10ヶ郷)、本途物成見取:金22両1分・銀315文、この外に、次の納入物がある、高掛三役、諸役・宗門等、金25両1分・銀60貫306文。それから次に、三井・高日向・栗野山・太郎右衛門・甚左衛門・上河内・大森・西向・日向組の、年貢・国役・諸入ヶ、宗門、合計金5両3分・銀13貫952文。	丁数7枚 (旧目録P62)	原本	横帳	1		
489 C185	C 1	文政10年3月 (1827年)・亥	戌御年貢皆済目録	○羽 外記 ●笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組高:248石7升、これより納入年貢は次の通り、(1)本途見取(籾75貫690文)、(2)その他:小物成籾、口籾、高掛三役、(米・永)、④納合:永23貫581文2分、この外、包歩銀と下賃がこれに加わる。	(旧目録P37)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
490 C233	C 1	文政10年10月 (1827年)・亥	亥御年貢可納割付之事	○羽倉外記 ●駿河国志太郡笹間村	1、笹間村高:670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、(1)田高5石4斗6升5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升4合、(2)畑高674石8斗4升、有高424石5升1合4勺、この取籾195貫500文、2、笹間村新田:高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、この取籾7貫657文、3、その他:次の年貢がある。午・亥改見取(籾)、2升出目(米)、鉄炮役(籾)、綿役(籾)、高掛三役(米、永)、納合:米2石2斗4升4合、永1貫789文9分、籾223貫901文、納期10月10日、酉より午迄の10ヶ年定免。	長さ:113cm (旧目録P32)	原 本	状	1	○	93
491 C52	C 1	文政10年10月 (1827年)・亥	当亥御年貢請取帳	○記載なし ●記載なし	笹間村下組の内:大森組納入:作左衛門分 年貢3口、西向組納入:榑左衛門分年貢3口、外、三井組・日向組・太郎右衛門殿組・甚左衛門殿組の納入及び年貢の書き上げ。	丁数6枚 (旧目録P61)	原 本	横 帳	1		
492 C186	C 1	文政11年3月 (1828年)・子	亥御年貢皆済目録	○羽 外記 ●駿河国志太郡笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取:籾7貫6711文(永19貫177文8分)、②その他の年貢:小物成籾(永)、口籾(永)、高掛三役(米と永、その米も永で納入)、納合:永23貫633文5分、外に包歩銀と下賃が加わる。	(旧目録P38)	原 本	状	1	○	93
493 C234	C 1	文政11年10月 (1828年)・子	子御年貢可納割付之事	○羽倉外記 ●駿河国志太郡笹間村名主・組頭・惣百姓	1、笹間村:高760石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑高664石8斗4升、有高386石1斗9升7合9勺、取籾185貫684文、2、笹間村新田(畑)9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取籾7貫657文、3、その他:午・亥年見取籾、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米、永)。◎納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文9分、籾214貫85文、酉より午までの定免、納期12月10日。	長さ:127cm (旧目録P32)	原 本	状	1	○	93
494 C187	C 1	文政12年3月 (1829年)・丑	子御年貢皆済目録	○羽倉外記 ●駿州志太郡笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取:籾7貫6711文(永19貫177文8分)、②その他の年貢:小物成籾(永)、口籾(永)、高掛三役(米と永、その米も永で納入)、納合:永24貫79文8分、外に包歩銀と下賃が加わる。以上皆済の証明。	(旧目録P38)	原 本	状	1		
495 C235	C 1	文政12年10月 (1829年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○羽倉外記 ●駿州志太郡笹間村名主・組頭・惣百姓	1、笹間村高670石8斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑高664石8斗4升、有高386石1斗9升7合9勺、取籾175貫866文、2、笹間村新田(畑)9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)、=有高、取籾7貫257文、3、その他:午・亥年見取籾、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米、永)、◎納合:米2石2斗9升4合、永3貫689文9分、籾104貫267文、納期12月10日、酉より午迄10ヶ年定免。	長さ128cm (旧目録P32)	原 本	状	1	○	93
496 C188	C 1	文政13年3月 (1830年)・寅	丑御年貢皆済目録	○羽 外記 ●笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途:籾7貫6711文、②その他:小物成籾、口籾、高掛三役(米・永)、◎納合:永23貫830文9分、その外に、包歩銀・下賃(永103文3分)がこれに加わる。	(旧目録P38)	原 本	状	1		
497 C236	C 1	文政13年10月 (1830年)・寅	当亥御年貢可納割付之事	○羽倉外記 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑高664石8斗4升、有高387石2斗5升2合、この取籾176貫24文、②新田の部:笹間村新田(畑)9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取籾7貫657文、③その他:午丑年の見取り籾、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文9分、籾204貫425文、酉より午迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	長さ:129×29cm (旧目録P32)	原 本	状	1		
498 C237	C 1	天保2年10月 (1831年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○岸本武太夫 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑高664石8斗4升、有高387石2斗5升2合9勺、この取籾176貫24文、②新田の部:笹間村新田(畑)9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取籾7貫657文、③その他:丑亥年の見取り籾、2升出目米、鉄炮役籾、綿役籾、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文9分、籾204貫425文、酉より午迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P32)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
499 C54	C 1	天保2年10月 (1831年)・卯	当卯御年貢金請取帳	○笹間村下組名主(表紙) ●記載なし	村下9ヶ組分の年貢請取帳、大森組・西向・大平・三井・高日向・日向・上河内、外、9ヶ組が10月～12月に3回に分けて納入している。	丁数6枚 (旧目録P61)	原 本	横 帳	1		
500 C55	C 1	天保2年11月 (1831年)・卯	当卯御年貢割賦帳	○笹間村下組 帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	①笹間村下:高永48貫1文、この有高永29貫792文、この取纏69貫322文、②笹間村下組(畑方):高永1貫617文、この取纏6貫452文、③外に:午亥見取り、綿役、鉄炮役、高掛三役等があり、惣纏95貫297文。以下、笹間村下組の各組(三井、高日向、日向、栗野山、多郎右衛門、甚左衛門、上河内、大森、西向、大平)への割賦額が記載される。	(旧目録P59)	原 本	横 帳	1		
501 C27	C 1	天保2年12月 (1831年)・卯	当卯御年貢小割帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	上河内組 高永10貫583文、この有高永4貫590文、この本免と、その他の取纏:綿役纏、鉄炮役纏、口纏、高掛三役(纏で)、これ等を以て取纏10貫265文、更にこの皆済目録を記載する。次に村(組)内各家24名分への小割分を載せている。これには上記に記す「その外」の綿役・口纏・高掛三役の外に、国役、並割、宗門、名主役などが列挙される。	丁12枚 (旧目録P59)	原 本	横 帳	1	○	93
502 C189	C 1	天保3年3月 (1832年)・辰	卯御年貢皆済目録之事	○岸本武大夫 ●笹間村 名主・組頭・百姓代	笹間村下組 高248石7升、これより年貢は次のようである。①本途見取:纏76貫711文、②その他:小物成纏、口纏、高掛三役(米・永)、納合:永23貫736文6分、外に包歩銀と下賃:永129文が加わる、この皆済証明。	(旧目録P38)	原 本	状	1	○	93
503 C238	C 1	天保3年10月 (1832年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○岸本武大夫 ●笹間村 庄屋・組頭・惣百姓	1、志太郡笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:①田高5石4斗6升5合、取米4斗3升4合、②畑高664石8斗4升、有高275石2斗7升8合1分、この取纏176貫255文、2、新田の部、同所新田(畑)高9石3斗9升5合永で(5石代)＝有高、この取纏7貫657文、3、その外:午亥改め見取纏、2升出目米、鉄炮役纏、綿役纏、④納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文、纏204貫656文、納期12月10日。	(旧目録P33)	原 本	状	1		
504 C56	C 1	天保3年閏11月 (1832年)・辰	当辰御年貢割賦帳	○笹間村下組名主(表紙) ●記載なし	1、笹間村下組高永48貫1文、有高永29貫990文、この取纏63貫922文、2、同所新田(畑)高1貫617文＝有高、この取纏6貫452文、3、その外:諸役、高掛三役があり、④納合96貫396文、この後、各組10ヶ組の割付を記載している。	丁数9枚 (旧目録P59)	原 本	横 帳	1		
505 C57	C 1	天保3年11月 (1832年)・辰	当辰御年貢皆済目録	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村下組年貢:金23両2分・銭792文、包歩銀と下賃銀1貫73文、国役銀8貫505文、譜入ヶ銭53貫485文、宗門廻り(人数598人分)銭6貫850文、続いて、下組内の9組(三井・高日向・日向・栗野山・甚左衛門方・太郎右衛門方・上河内・大森・西向・大平)の各組への割賦を載せる。 金貨に対する銀相場＝1両に付き6貫600文替とある。	丁数7枚 (旧目録P62)	原 本	横 帳	1	○	93
506 C190	C 1	天保4年3月 (1833年)・巳	辰御年貢皆済目録	○岸本武大夫 ●笹間村下組 名主・組頭・百姓代	笹間下組 高248石7升、これより納入年貢は次のようなものがある。①本途見取(虫欠)、②その外:小物成纏、口纏、高掛三役(米、永)、④納合:永23貫793文6分、この外に、包歩銀と下賃永103文1分が加わる。	(旧目録P38)	原 本	状	1		
507 C239	C 1	天保4年10月 (1833年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○岸本武大夫 ●笹間村 名主・組頭・惣百姓	①笹間村 高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑高664石8斗4升、有高393石1升1合9勺、取纏176貫600文、②新田の部、笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)＝有高、取纏7貫657文、③その外:午亥見取纏、2升出目米、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、④納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文9分、纏205貫1文、酉～午迄10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原 本	状	1		
508 C58	C 1	天保4年10月 (1833年)・巳	当巳御年貢金請取帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村下組の大森組外7組の年貢金請取帳、各組の納入と納入日、納入額が記載される。末尾には村方由右衛門、次郎右衛門、三郎右衛門が、それぞれ金1分納入したとある。	丁数6枚米 (旧目録P61)	原 本	横 帳	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
509 C59	C 1	天保4年11月 (1833年)・巳	当巳御年貢割賦帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	①笹間村下組:高永48貫1文、この有高永29貫792文、内訳として、本免・取纏63貫922文の外に、年々返分夫々の取纏を併記する。②笹間村下組新田(畑方):高永1貫582文、この取纏6貫452文(午亥見取り・綿役・鉄炮役)、③外に:高掛三役等があり、惣纏99貫105文。その後、笹間村下組の各組(三井、高日向、日向、柴野山、多郎右衛門、甚左衛門、上河内、大森、西向、大平)への割賦が記載される。	虫損により不明箇所あり 丁数9枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
510 C60	C 1	天保4年11月 (1833年)・巳	当巳御年貢請入皆済目録	○笹間村下組名主(表紙) ●記載なし	笹間村下組の年貢:金24兩3分・173文、包歩銀下賃 銭1貫158文、国役銭12貫812文、諸入ヶ銭55貫935文、宗門銭7貫45文、そして末尾に、10ヶ村別の皆済目録が記載される(年貢・国役・琉球国役・諸入ヶ・宗門等)。表紙裏に1両に付き6貫700文替とある。	表紙に「金8兩3分・永4文6分笹間村下組」とある。 (旧目録P62)	原本	横帳	1		
511 C28	C 1	天保4年12月 (1833年)・巳	当巳御年貢割賦帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	上河内組 高永10貫583文、有高永5貫312文4分、この取纏11貫267文、この次に組の皆済目録が記載される。続いて、各家(人)の年貢割賦、それには、永高、有高、取纏の外に、年貢、国役、琉球人、並割、宗門、等の記述がある。	丁数14枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1	○	93
512 C240	C 1	天保5年10月 (1834年)・午	午御年貢可納割付之事	○岸本十輔 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永130貫61文・5石代)、内訳、(1)田方5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升4合、(2)畑方664石8斗4升、有高394石3斗4升3合9勺、取纏176貫733文、②新田:村新田高9石3斗9升5合=有高、取纏7貫657文、③その外:見取午亥改め纏、2升出目米、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗9升4合、永1貫689文9分、纏205貫134文、西より午迄10ヶ年定免、納期12月10日	(旧目録P33)	原本	状	1		
513 C29	C 1	天保5年12月 (1834年)・午	当午御年貢割賦帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	村高(永)10貫583文、有永5貫384文、取纏10貫431文、外に、取纏73文、次に皆済目録を挙げ、その後23名分それぞれの皆済目録を記載する。	丁数13枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
514 C241	C 1	天保6年10月 (1835年)・未	未御年貢可納割付之事	○欠 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5升(永134貫61文、5石代)、内訳、(1)田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升6合、(2)畑高664石8斗4升、有高390石1斗1合9勺、取纏174貫8文、②新田の分:笹間村新田畑9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取纏7貫657文、③その外:午亥見取纏、2升出目米、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米2石2斗9升6合、永1貫689文9分。纏202貫409文。未～辰迄10ヶ年定免、納期12月10日	(旧目録P33)	原本	状	1		
515 C30	C 1	天保6年12月 (1835年)・未	当未御年貢諸入ヶ割賦帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	はじめに、当組(村)全体の年貢割付、永高、有高と、その内容、纏10貫678文、があり、次に皆済目録(年貢、国役、宗門外)、次いで百姓個々の年貢割付が、綿役、国役、並割、宗門等、詳述される。	丁数14枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
516 C242	C 1	天保7年10月 (1836年)・申	申御年貢可納割付之事	○岸本十輔 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳、(1)田方5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、取米4斗3升6合、(2)畑方664石8斗4升、有高347石8斗5升7合9勺、取纏161貫843文、②新田:村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取纏7貫657文、③その外午亥:見取纏、2升出目米、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米1石8斗3升、永1貫685文6分、纏190貫244文、未より辰迄10ヶ年定免、納期12月10日	(旧目録P33)	原本	状	1		
517 C31	C 1	天保7年12月 (1836年)・申	申御年貢小割帳	○上河内(表紙) ●記載なし	はじめに、当組(村)全体の年貢皆済目録、年貢金2両2分と1貫195文、外に、国役、宗門外、名主役銭、鉄炮役外、4貫92文、並割22軒183文宛て、次に各家毎、清右衛門以下22軒の年貢割付を載せる。	丁数7枚米 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
518 C191	C 1	天保8年3月 (1837年)・酉	申御年貢皆済目録	○岸 十輔 ●笹間村下組	笹間村下組:高248石7升、これより年貢は次の通り、(1)本途纏77貫54文(永19貫163文5分)、(2)その他:小物成纏、口纏、高掛三役(米、水)、全てを永に換算して総合計:永24貫827文8分、となっている。	(旧目録P38)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
519 C32	C 1	天保8年12月 (1837年)・酉	当酉御年貢諸入ヶ割帳	○上河内組名主(表紙) ●記載なし	①村高永10貫583文、この有永4貫998文、取纏10貫910文、外纏、②村皆済目録、金2兩2分・1貫628文、外役に7項目あり、その計4貫384文、③各家個別割付(23人分)、これも同じ7項目のものを挙げています。	丁数13枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
520 C192	C 1	天保9年3月 (1838年)・戌	酉御年貢皆済目録	○岸本十輔 ●笹間村名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次のようである。①本途見取纏72貫54文、②その他:小物成纏、口纏、高掛三役(米・永)、桔梗納合は全て永に換算され24貫 649文6分、この外包歩銀・下賃106文8分が加わる。	(旧目録P38)	原本	状	1		
521 C243	C 1	天保9年10月 (1838年)・戌	戌御年貢可納割付之事	○岸本十輔 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合(この有高・取米の記載なし)、(2)畑高664石8斗4升、この有高354石3合1勺、この取纏150貫275文、②新田の分、笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、この取纏7貫657文、③その他:午亥見取纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米1石8斗3升、永1貫685文6分、纏178貫676文、未～辰まで10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
522 C61	C 1	天保9年10月 (1838年)・戌	当酉御年貢金請取帳	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	笹間村下組の各組:大森・西向・大平・三井・高日向・日向・太郎右衛門組・甚左衛門組の、それぞれの組について記載する。大森組の例:年貢納入は作左衛門、年貢金3口(2兩1分、2兩、1兩2朱)、内、銭846文はお値段下、割返す、と記載。	丁数7枚 (旧目録P61)	原本	横帳	1		
523 C62	C 1	天保9年11月 (1838年)・戌	当戌御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	笹間村下組 高永48貫1文、この有永29貫569文7分、本免・新田・その他諸役を合わせて、納合纏101貫623文、外纏711文(包歩銀・下賃)、その後、各組(三井・高日向・日向・栗野山・太郎右衛門・甚左衛門・上河内・大森・西向・大平)の割賦を記載する。表紙の綴じ紐に結び文あり(帳面に記入もれか)。	丁数9枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1	○	93
524 C63	C 1	天保9年12月 (1838年)・戌	当戌御年貢諸入ヶ皆済目録	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	大森・栗ノ山等、以下組内8組の年貢皆済の明細あり、年貢合金25兩2分、銭565文、国役金1兩、永200文2分、猪入ヶ銭62貫525文、宗門銭6貫736文(588人)、御巡見入用銭26貫885文、印鑑入用銭6貫880文(70軒95文宛)。	村の扣帳 (旧目録P62)	原本	横帳	1		
525 C244	C 1	天保10年10月 (1839年)・亥	亥御年貢可納割付之事	○岸本辰之丞 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合(この有高・取米の記載なし)、(2)畑高664石8斗4升、この有高357石7斗8合1勺、この取纏150貫945文、②新田の分、笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、この取纏7貫657文、③その他:午亥見取纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米1石8斗3升、永1貫685文6分、纏179貫346文、未～辰まで10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
526 C64	C 1	天保11年9月 (1840年)・子	当子御年貢請取覚	○帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	大森組・西向組など8組の年貢請取の覚。	数6枚 (丁目録P62)	原本	横帳	1		
527 C245	C 1	天保11年10月 (1840年)・子	子御年貢可納割付之事	○小笠原信助 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文・5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、前前より川欠け、川成引き。(2)畑高664石8斗4升、有高357石7斗8合1勺、取纏151貫245文、②新田の分:笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取纏7貫657文、③その他:子午見取取纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、◎納合:米1石8斗3升、永1貫685文6分、纏179貫646文、未～辰年まで10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
528 C66	C 1	天保11年12月 (1840年)・子	当子御年貢諸入ヶ皆済目録	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	下組内の村別に年貢高を記載。その合計は金24兩676文、国役銀8貫528文、猪入ヶ銭56貫485文、宗門銭6貫672文、無良寺銭4貫260文、以上の皆済を示している。	丁数8枚 (旧目録P62)	原本	横帳	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
529 C65	C 1	天保11年 (1840年)・子	当子御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	破損著しく解説不可。	(旧目録P59)	原本	横帳	1		
530 C246	C 1	天保12年10月 (1841年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○小笠原信助 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:田高5石4斗6升5合、この有高・取米は、畑高664石8斗4升、有高361石5斗7升9合1勺、取纏153貫122文、②同所新田 畑高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取纏7貫657文、③その外:牛・亥見取(纏)、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、④納合:米1石8斗3升、永1貫685文8分、纏181貫523文、未より辰迄10ヶ年定免。納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
531 C33	C 1	天保12年12月 (1841年)・丑	当丑御年貢小割帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	上河内村高永10貫583文、有高永5貫434文5分8厘、取纏5貫950文、外に、綿役、鉄炮役、口纏、高役、ノ10貫731間、年貢2両2分・1貫339文、外に、国役、諸入ヶ、宗門等あり、これらを清右衛門以下20軒に割当てる。	丁数13枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
532 C193	C 1	天保13年3月 (1842年)・寅	丑皆済目録	○小 信助 ●笹間村下組	笹間村下組の高248石7升、この年貢は以下の通り。①本途纏77貫831文5分(永19貫457文9分)、②その他の年貢:小物成纏、口纏、高掛三役(米・永)、夫食押借返納永、③納合:すべて永に換算して、永25貫342文9分、更に、包歩纏と下賃がこれに加わる(永109文8分)。	(旧目録P38)	原本	状	1		
533 C410	C 1	天保13年9月 (1842年)・寅	乍恐書付ヲ以奉御請候	○笹間村上組:百姓代 孫太夫、組頭 藤兵衛、名主 八左衛門、下組:百姓代 次郎右衛門、組頭 蓋三郎、名主 松兵衛 ●鳩田御役所	文政元寅年の起返高1石1斗5升3合、この取纏376文、文政13寅年起返高1石5升5合、この取纏211文、これらは笹間村上・下組のもので、元年・13年両方の免直し増分が含まれている。これを具体的に記載して、御役所へ報告したもの。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	93
534 C247	C 1	天保13年10月 (1842年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:田高5石4斗6升5合、畑高664石8斗4升、この田畑の有高361石5斗7升5合1勺、この取纏154貫339文、②同所新田高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)、この取纏7貫657文、③その外:牛・亥見取纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、④納合:米1石8斗3升、永1貫685文8分、纏182貫740文、納期12月10日、未より辰迄10ヶ年定免。	(旧目録P33)	原本	状	1	○	93
535 C67	C 1	天保13年10月 (1842年)・寅	当寅御年貢請取帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	10月～12月迄 小字個人別年貢の請取の記録。	丁数4枚 (旧目録P61)	原本	横帳	1		
536 C68	C 1	天保13年11月 (1842年)・寅	当寅御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	①笹間村下組:永にて48貫1文、有永31貫197文、本免、永22貫192文、②同所新田高:永1貫582文、この取纏6貫460文、牛・亥改見取、綿役、鉄炮役、高掛三役がある。③納合纏97貫288文4分、次の個々の年貢明細あり。	丁数8枚米 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
537 C69	C 1	天保13年11月 (1842年)・寅	当寅御年貢諸入ヶ皆済目録	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組年貢高金24両1分、銀1貫591文、国役1両1分(永39文)、諸入ヶ55貫566文、宗門6貫839文(597文)、次に組内各村(三並、高日向、日向、粟ノ山、太郎右衛門組、甚左衛門組、上河内、大森、西向、大平)別に皆済目録がある。	丁数8枚 虫食いあり (旧目録P62)	原本	横帳	1	○	93
538 C34	C 1	天保13年12月 (1842年)・寅	当寅御年貢小割帳	○上河内組名主(表紙) ●記載なし	①上河内組高 永10貫583文、有永6貫190文8分、その他の役も合わせて、ノ11貫453文、外に纏80文、②上河内組皆済目録:年貢2両3分、876文、外に役も合わせてノ4貫406文、この割、21軒並割(1軒200文)、1貫578文(1軒72文)、③個人別割付が同じ項目で記載される。	丁数14枚 (旧目録P59)	原本	横帳	1		
539 C563	C 1	天保13年12月 (1842年)・寅	当丑御年貢割付并皆済目録帳入(袋表紙) 上河内分松兵衛扣	○記載なし ●記載なし	袋表紙には天保12、13年のものとなるが、実際にその袋中にあるものは天保12年丑12月「御押借金返納」で、それは上河内組丑年分:永404文8分、この金1分2朱と203文、この割21軒(1軒分130文宛)で、22人が130文ずつとして列挙している。	包み紙入り (旧目録P72)	原本	状	1		



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
540 C626	C 1	天保14年9月 (1843年)・卯	前 (免直しの願い)	○笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●池田岩之丞島田御役所	笹間村下組の当卯年荒地成起返の高3石9斗9合6勺、この反別3反1畝7分、当卯年に調査したこの番面の起返の場所では作物の実りが悪く不作なので、何卒格別の御慈悲をもって高下げをお願いして、高1石につき鑑60文取りに仰せ付け下さるよう、との願書であり、小前述の高別が記載されている。	虫喰いあり (旧目録P63)	原本	横帳	1		
541 C248	C 1	天保14年10月 (1843年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、前々川欠川成引き、(2)畑高664石8斗4升、有高539石3斗3升5合、取鑑194貫630文、②新田の部:畑高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取鑑7貫657文、③その外:午亥卯見取鑑、鉄炮役鑑、綿役鑑、高掛三役(米、永)、未～辰迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
542 C194	C 1	天保15年3月 (1844年)・辰	卯皆済目録	○池田岩之丞 ●駿州志太郡笹間村下組	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次のようである。①本途見取鑑72貫914文5分(永23貫478文6分)、②その他:小物成鑑、口鑑、高掛三役(米・永)、夫食代押借返納永、再夫食代返納押借返納永、結局、納金は全て永に換算され29貫549文8分。	(旧目録P38)	原本	状	1		
543 C249	C 1	弘化元年10月 (1844年)・辰	当辰御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高:670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、(2)畑高664石5斗4升、有高539石3斗3升5合4勺、この取鑑194貫630文、②同所新田:高9石3斗9升5合(永1貫879文)、取鑑7貫657文、③その外:午亥見取天保14年改出鑑、鉄炮役鑑、綿役鑑、高掛三役(米、永)、○納合:米1石8斗3升、永1貫655文6分、鑑223貫551文、未～辰迄10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
544 C573	C 1	弘化2年4月 (1845年)・巳	覚	○駿州志太郡笹間村組:百姓代・組頭・名主 ●嶋田御役所	去る巳起返取下げ(笹間村両組)高26石8升2合、この取鑑7貫925文、これは去る辰年に定免年季明けとなり、去る巳年より起返分が増しに切替られたが、その分である。但し、本免の免増しはご免願いたい。	(旧目録P19)	原本	状	1	○	93
545 C250	C 1	弘化2年10月 (1845年)・巳	当巳御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、川欠・川成引き、(2)畑高664石8斗4升、有高539石3斗3升5合4勺、取鑑194貫730文、②新田の部:畑高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取鑑7貫657文、③その外:午亥卯見取鑑、鉄炮役鑑、綿役鑑、高掛三役(米・永)、○米1石8斗3升、永1貫685文6分、鑑223貫651文、巳～寅年迄の10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
546 C251	C 1	弘化3年10月 (1846年)・午	当午御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、巳～寅迄10ヶ年定免、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、これは前々川欠・川成引き、(2)畑高664石8斗4升、有高539石3斗3升5合4勺、取鑑194貫730文、②同所新田畑方:高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)、鑑鑑7貫657文、③外に:午亥見取鑑、卯改出鑑、鉄炮役鑑、綿役鑑、高掛三役(永、米) ④納合:米1石8斗3升、永1貫685文6分、鑑223貫651文、納期12月10日。	(旧目録P33)	原本	状	1		
547 C252	C 1	弘化4年10月 (1847年)・未	当未御年貢可納割付之事	○池田岩之丞 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村高:670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、これは前々川成、川欠引き、(2)畑高664石5斗4升、有高539石3斗3升5合4勺、この取鑑194貫630文、②同所新田(畑):高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高、取鑑202貫387文、③その外:午亥卯見取鑑、鉄炮役鑑、綿役鑑、高掛三役(米、永)、○納合:米1石8斗3升、永1貫655文6分、鑑223貫651文、未～寅迄10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P34)	原本	状	1		
548 C70	C 1	弘化4年11月 (1847年)・未	当未御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元(表紙) ●記載なし	はじめ、笹間村下組の、高248石5合(永48貫1文)、川成等諸引きにより、残(有高)永43貫433文9分4厘、この内訳として本免・起返・新田・見取り鑑で記し、その他、綿、鉄炮役、口鑑、高掛三役を挙げ、次に組内へのその割賦明細を列挙している。組内とは、三並、高日向、日向、栗野山、太郎右衛門組、甚左衛門組、上河内組、大森、西向、大平の各組のことである。	丁数12枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 字区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
549 C71	C 1	弘化4年11月 (1847年)・未	当未御年貢諸入ヶ皆 済目録	○笹間村下組:帳元(表紙) ●記載なし	笹間村下組年貢金28両1分・銭1貫540文、国役1両1分と永39文、この銭 8貫400文、諸入ヶ銭33貫670文、宗門改錢7貫126文(人別622人)、と し、その後、この集計の基となる村(組)別の皆済目録を載せている。	丁数7枚 (旧目録P62)	原 本	横 帳	1	○	93
550 C253	C 1	嘉永元年10月 (1848年)・申	当申御年貢可納割付 之事	○寺西直次郎 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4 斗6升5合、これより有高と取米があって、次に(2)畑高がある筈で、その畑 高の有高が纏539石3斗5合4勺、取纏194貫730文、②新田の部、笹間 村新田(畑):高9石3斗9升5合(永1貫879文、5石)、この取纏7貫657文、 ③その外:午・亥改、天保14卯年改纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(永・ 米)、④納合:米1石8斗3升、永1貫185文、纏223貫651文、納期12月1 0日、已より寛治10ヶ年定免。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
551 C254	C 1	嘉永2年10月 (1849年)・酉	当酉御年貢可納割付 之事	○寺西直次郎 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6 升5合、これより前々川欠・川成で、有高、取米なし、次に(2)畑高664石8 斗4升、有高539石3斗3升5合4勺、この取纏196貫232文、 ②新田の部:同所新田(畑):高9石3斗9升5合(永1貫879文)、この取纏7 貫657文、③その外:午・申見取纏、天保14卯年改出纏、鉄炮役纏、綿役 纏、高掛三役(永・米)、④納合:米1石6斗9升1合、永1貫520文6分、纏2 25貫153文、納期12月10日、已より寛治10ヶ年定免。	(旧目録P34)	原 本	状	1	○	93
552 C255	C 1	嘉永3年10月 (1850年)・戌	戌御年貢可納割付之 事	○寺西直次郎 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合、有高549石3斗3升5合4勺、取米纏196貫2 32文、②新田高(5石代):9石3斗9升5合、この取纏7貫657文、③その 外:見取纏、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)、④納合:米1石6斗9 升1合、永1貫520文8分、纏225貫153文、已より寛治10ヶ年定免、納期1 2月10日。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
553 C256	C 1	嘉永4年10月 (1851年)・亥	亥御年貢可納割付之 事	○寺西直次郎 ●笹間村下組	笹間村高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、有高539石3斗3升5合3 勺、納入年貢はこの有高より算出される石高と、新田(畑)からの年貢と、そ れから、その他に属する、鉄炮役纏、綿役纏、高掛三役(米・永)などがあり、 結局納合は、米1石6斗9升1合、永1貫520文6分、纏225貫153文、已よ り寛治10ヶ年定免となっている。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
554 C195	C 1	嘉永4年11月 (1851年)・亥	当亥御年貢諸入ヶ皆 済目録	○笹間村下組帳元 ●(甚左衛門組)	笹間村下組内 甚左衛門組の年貢金2両1分と310文、その外に、国役、諸 入ヶ、宗門などがあり、合計:金2両1分と3貫275文。	(旧目録P62)	原 本	状	1		
555 C257	C 1	嘉永4年11月 (1851年)・亥	当亥御年貢割付之事	○笹間村下組帳元 ●(甚左衛門組)	甚左衛門組 高:永2貫784文、この有永2貫733文、これより納入年貢は本 免、卯起返分等、纏で納入、次に新田永133文の年貢纏があり、そして最 後にその他に属する午改見取、天保14年改め見取、綿役纏、鉄炮纏、口 纏、高掛三役(纏)があり、合計:纏9貫154文となっている。納期12月8日。	(旧目録P34)	原 本	状	1	○	93
556 C196	C 1	嘉永5年3月 (1852年)・子	亥御年貢皆済目録	○寺西直次郎 ●志太郡笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。(1)本途見取(纏 94貫556文5分、この永23貫639文1分)、(2)その外:小物成纏、口纏、 高掛三役(米・永)、以上、纏も永に換算され納合:永29貫253文1分。外に包 歩纏:下貫:永126文8分。以上皆済したので、引替え一紙目録を渡す、とあ る。	(旧目録P33)	原 本	状	1	○	93
557 C258	C 1	嘉永6年10月 (1853年)・丑	丑御年貢可納割付之 事	○大草太郎左衛門 ●(笹間村名主・組頭・惣百姓)	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4 斗6升5合、これより川欠・川成引き、有高なし、(2)畑高664石8斗4升、有 高605石6斗1升6合4勺、取纏221貫982文、②笹間村新田(畑):高見取 纏、鉄炮役纏、高掛三役(米・永)、③納合:米1石6斗9升1合、永1貫520 文6分、纏250文883文、納期12月10日。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
558 C414	C 1	嘉永6年12月 (1853年)・丑	乍恐以書付奉申上候	○駿州志太郡備前村・伊久美村・身成村・笹間渡 村・笹間村上組・下組、地名村・下泉村 村方三役 印(略) 郡中惣代嶋田宿名主・兼原古作 ●島田御役所	差出人3ヶ村の村々は、年貢は是まで石代金納で来た。ところがこの度公儀 より、この石代金納分を江戸廻米とする様指示された。しかし江戸廻米は不 慣れで当惑している。よってわが村々は嶋田宿の兼原古作に頼み、当丑〜 巳年までの5ヶ年間、米の買入れ、諸掛り、羨納め、江戸蔵納め、諸入用一 式を引き受けて貰うことに示談整った。このこと申上げる。兼原古作の奥書 あり。	(旧目録P64)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
559 C562	C 1	嘉永7年5月 (1854年)・寅	覚	○笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御出役	去る丑年(嘉永6)、詰め戻し有高 種5石5斗8升3合、外に稗1斗5升、これ等を確かに詰め戻したことを報告する。	(旧目録P195)	原本	状	1	○	93
560 C72	C 1	嘉永7年11月 (1854年)・寅	当寅御年貢割賦帳	○笹間村下組 帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組:高248石7分(永48貫1文)、この有永45貫438文、同所新田永1貫613文、この取廻5貫573文、外に、午・亥見取り、綿役、鉄炮役、口廻、高掛三役あり、すべてが額に換算され納合137貫515文。次に、これらを各組に割賦した明細を記載している。	(旧目録P60)	原本	横帳	1		
561 C73	C 1	嘉永7年11月 (1854年)・寅	当寅御年貢諸入ヶ皆済目録	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組:金34両2分・銭177文、国役6両1分(永29文)、諸入ヶ銭8貫124文、宗門7貫376文(人別644人)、外、押借分永657文当寅返納、として、次に、各組(三並、上河内、高日向、日向、菜ノ山、多右衛門組、甚左衛門組、大森、西向)への割賦分をしめしている。	(旧目録P62)	原本	横帳	1		
562 C259	C 1	安政元年10月 (1854年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●志太郎笹間村	①笹間村:高670石3斗5合(永34貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、前々より川次・川成で有高なし。(2)畑高664石8斗4升有高605石6斗1升6合4勺、取廻268貫523文、②新田高:9石3斗9升5合(永1貫869文、5石代)この取廻7貫657文、③その外:午・亥改見取廻、天保14年卯改出し廻、鉄炮役廻、綿役廻、高掛三役(米・永)、④納合:米1石6斗9升1合、永1貫520文8分、廻297貫444文、已より寅迄10ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P34)	原本	状	1	○	93
563 C197	C 1	安政2年3月 (1855年)・卯	寅御年貢皆済目録	○大 太郎左衛門 ●笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取、②その他:小物成、高掛三役、口廻等あり、納合:米4斗7升3合(永609文7分)、永33貫516文9分。外に、包歩銀・下賃あり(永145文2分)。	(旧目録P38)	原本	状	1		
564 C260	C 1	安政2年10月 (1855年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●志太郎笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫65文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、(2)畑高664石8斗4升、有高605石6斗1升6合4勺、取廻268貫623文、②新田(畑)高9石3斗9升5合(永1貫879文・5石代)、この取廻7貫657文、③その外:午・亥改め廻、天保14年卯改見取り廻、鉄炮役廻、綿役廻、高掛三役(米・永)、④納合:米1石6斗9升1合、永1貫520文6分、廻297貫544文、卯より未迄5ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P34)	原本	状	1		
565 C415	C 1	安政2年11月 (1855年)・卯	欠 (5ヶ年定免の事)	○上組・下組:名主・組頭・百姓代、小前(連印) ●大草太郎左衛門支配嶋田御役所	去る寅年、定免年季明けとなり、そのあとの定免のことでお伺いしたところ、前記(文欠)の通り当卯年より未年迄の5ヶ年定免と定まった。この年季中は損地が生じても10分の1未満、又風水・旱損でも3分の1以上でない限り減税は要求してはならないこと、小前一同連印して誓う、と役所に提出したものの。	(旧目録P64)	原本	状	1	○	93
566 C74	C 1	安政2年12月 (1855年)・卯	当卯御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組:高248石7升(永48貫1文)からの年貢割出と同所新田からの年貢割出と、その他として見取り、綿役、鉄炮役、口廻、高掛三役などの雑税と大別され、これより各組(村)へ割賦し、その明細を記載している。	(旧目録P60)	原本	横帳	1		
567 C198	C 1	安政3年3月 (1856年)・辰	卯御年貢皆済目録	○大 太郎左衛門 ●駿州志太郎笹間村下組 名主・組頭・百姓代	笹間村下組の高248石7升、これより納入年貢は、①本途見取と②その他に大別され、このその他の中には、次の税対象のものがある。小物成、口廻、高掛三役。それから総税の掲げた後に、包歩銀・下賃が付加されている。	(旧目録P38)	原本	状	1		
568 C261	C 1	安政3年10月 (1856年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●笹間村 名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、内訳:(1)田高5石4斗6升5合、この取米1石9升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高605石6斗1升6合4勺、取廻275貫251文、②新田高(9石3斗9升5合)永1貫870文、5石代) = 有高、この取廻7貫857文、③その外:午・亥見取廻、天保14年卯改見取廻、2升出目米、鉄炮役廻、綿役廻、高掛三役(米・永)、④納合:米2石8斗6升、永1貫534文3分、廻304貫172文、卯より未迄5ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P34)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
569 C416	C 1	(安政4年)3月 (1857年)・巳	欠 (石代金納、江戸廻米ら米 納化の件)	○鶴網村名主:清右衛門、伊久美村名主;甚左衛 門、身成村名主;作之右衛門、笹間渡村名主;次郎 左衛門、笹間村下組名主;松兵衛、同上組名主; 八左衛門、地名村名主:仲右衛門、下泉村名主;四 郎左衛門 ●御役所	左の8ヶ村は年貢石代金納であった。ところが公儀よりこれを米納として江戸 廻米等を指示された。これは不得手故に、嘉永6年より巳(安政4)年まで鶴 田宿名主栗原古作に依頼しこの年まで来た。その契約が切れるが、次年か らこの栗原古作に全てお願いするということで示談まとる。その経緯が述 べられている。文末に栗原古作の写取替えの奥書がある。	(旧目録P64)	原 本	状	1	○	93
570 C262	C 1	安政4年10月 (1857年)・巳	巳御年貢可納割付之 事	○大草太郎左衛門 ●笹間村下組名主・組頭・百姓代	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、5石代)、卯〜未まで5ヶ年定 免。内訳:(1)田高5石4斗6升5合、この取米1石9升3合、(2)畑高664石 8斗4升、有高606石2斗8合4勺、取籾277貫57文、②新田高(畑)9石3 斗9升5合(永1貫879文)、この取籾7貫657文、③その他:畑見取り、2升 出目米、鉄炮役・鑓織役・高掛三役(米・永)、④納合:米2石8斗6升、永 1貫534文3分、籾305貫978文、納期12月10日。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
571 C75	C 1	安政4年11月 (1857年)・巳	当巳御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	まず笹間村下組全体の年貢を、①本田畑と、②新田(畑)と、③その他に大 別し、それから下組内の10ヶ村、すなわち、三並、高日向、日向、栗ノ山、 多郎右衛門組、甚左衛門組、上河内、大森、西向、大平の10組である。	(旧目録P60)	原 本	横 帳	1		
572 C199	C 1	安政5年3月 (1858年)・午	巳御年貢皆済目録	○大草太郎左衛門 ●志太郎笹間村下組:名主・組頭、百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。①本途見取(籾1 18貫103文5分、この永29貫525文、②その他:小物成籾(永に換算)、口 籾(永に換算)、高掛三役(米と永、これを全て永に換算)、夫食代押借返納 (永)、再夫食代押借返納(永)、これを総合したものが年貢総額である。	(旧目録P38)	原 本	状	1		
573 C263	C 1	安政5年10月 (1858年)・午	午御年貢可納割付之 事	○山内甚五左衛門 ●笹間村:名主・組頭・惣百姓	①笹間村:高670石3斗5合(永134貫61文、五石代)、内訳:(1)田高5石 4斗6升5合、取米1石9升3合、(2)畑高664石8斗4升、有高606石2斗8 合4勺、取籾277貫57文、②新田高笹間村新田(畑)高9石3斗9升5合(永 1貫879文、5石代)＝有高、この取籾7貫657文、③その他:午亥見取籾、 天保14年卯改見取籾、2升出目米、鉄炮役、鑓織役、高掛三役(米・ 永)、④納合:米2石8斗6升、永1貫534文3分、籾305貫978文、卯より未 迄5ヶ年定免、納期12月10日。	(旧目録P34)	原 本	状	1		
574 C76	C 1	安政6年10月8日 (1859年)・未	当未御年貢請取帳	○笹間村下組名主(表紙) ●記載なし	笹間村下組の内、安政6年の高日向・日向・大森・大平・三井・多郎右衛門・ 甚左衛門・西向の各組の年貢納入状況の記。各組ともに、初納(10月)、2 納(11月)、皆済(12月)、それから返納、助郷金等を記載している。	丁数7枚 (旧目録P61)	原 本	横 帳	1		
575 C77-1	C 1	安政6年11月 (1859年)・未	当未御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	①笹間村下組:高248石7升(永48貫1文、五石代)、内訳:本免、天保14 年卯木立成、安政4已起返高、取籾、②笹間村下組:新田高8石8升5合 (永1貫613文、五石代)、この内訳:午改見取、天保14年改見取、鑓織・鉄 炮役、外に高掛三役、納合:籾140貫776文7分、とあり、それから笹間村 下組内の各組それぞれへの割賦が掲載されている。	丁数10枚 (旧目録P60)	原 本	横 帳	1		
576 C77-2	C 1	安政6年11月 (1859年)・未	当未御年貢諸入(ヶ) 皆済目録	○笹間村下組 帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	三井組:年貢7両1分695文、内訳:掛永9貫479文、国役=錢1貫648文、 諸入ヶ=同 錢6貫250文、宗門=錢1貫440文、ヶ7両1分、10貫21文 (金8両2歩2朱・809文。同様な記載で、高日向組外7ヶ組の皆済目録の 記。	丁数7枚 (旧目録P60)	原 本	横 帳	1		
577 C35	C 1	安政6年12月 (1859年)・未	当未御年貢諸入加小 割帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	上河内組:高永10貫583文、有高永15貫101文4分8厘、取籾27貫373 文、外に、口籾、高掛三役、ヶ籾30貫55文。皆済目録として年貢7両2分・ 309文、訂正の貼紙あり。このように、清右衛門はじめ21軒に割付。 割付には本免の外に鑓織、口籾、高掛三役等を、それぞれ記載。	紙数13枚 (旧目録P60)	原 本	横 帳	1		
578 C78	C 1	安政6年12月 (1859年)・未	当未御年貢諸入ヶ割 賦小前帳	○高日向組名主(表紙) ●記載なし	本田水 5貫33文、この取籾13貫836文、同所新田 永101文、この取籾41 2文、その他:鑓織、高掛三役合せて、籾16貫472文、外籾71文、高日 向組入ヶ年貢4両2朱・72文、国役、宗門、諸入ヶ、ヶ4両2朱・錢5貫178 文とあり、そのあとに、14名分の小割を記載する。	文章前欠 丁数8枚 (旧目録P60)	原 本	横	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
579 C417	C 1	安政7年2月 (1860年)・申	乍恐以書付奉願上 候(控)	○駿州志太郡笹間村、下泉村・地名村 ●記載なし	笹間村高670石3斗5合の当村々は去る未定免年季明けのあと、次の定免で増米を仰せつかった。しかし当村々は極山中、谷間の土地柄、諸作実り高は不足で難儀、増米分は前書に示した(略)通りでお願いしたい。これ以上の増前は難決至極、と主張する。	(旧目録P64)	原本	状	1	○	93
580 C79	C 1	万延元年11月 (1860年)・申	当申御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛 ●記載なし	①笹間村下組:高248石7升(永48貫1文、5石代)。有高永45貫566文4分、内訳:本免、天保14木立成り、嘉永6起返、安政4起返 夫々の取纏、 ②笹間村下組新田高8石6升5合(永1貫613文、5石代)、内訳:午・亥改見取、転封14改見取、③その外:締役、鉄炮役等、諸役納合總142貫305文。次いで、三并組外各組夫々の年貢割賦が示される。	丁数10枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1		
581 C418	C 1	万延元年11月 (1860年)・申	前欠 (後の定免に増米ご免)	○駿州志太郡笹間村 ●記載なし	去る未年に定免年季明けとなりその後の定免増米を仰せつかった。しかし当村は極山中、谷間の土地柄、諸作実入りよからず村方難決、故に村から可納な増米額を示し、これで次の増免を願いたいと申出る。	(旧目録P64)	原本	状	1	○	93
582 C201	C 1	文久元年3月 (1861年)・酉	申御年貢皆済目録	○今 要作 ●志太郡笹間村下組名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、納入年貢は次の通り。(1)本途(總108貫103文、この永29貫585文9分)、(2)その他:小物成纏(永で)、口纏(永で)、高掛三役(米・永)、出目米、夫食代押借返納(辰より丑迄22ヶ年賦)、再夫食代同筋(永で)、③納合:米4斗7升4合、永34貫711文、外に、包歩銀・下賃が加わる。	(旧目録P39)	原本	状	1		
583 C80	C 1	文久元年10月 (1861年)・酉	当酉御年貢請取帳	○笹間村下組名主(表紙) ●記載なし	笹間村下組下、日向、高日向、大平、西向、大森、三并、甚左衛門、太郎右衛門組の年貢納入分の請取状況を記載(初納10月、2納11月、皆済12月)、その後、上河内組の11名の名前と日付を記載する。	丁数7枚 (旧目録P62)	原本	横帳	1		
584 C36	C 1	文久2年11月 (1862年)・戌	当戌御年貢諸入加 小割帳	○上河内組(表紙) ●記載なし	上河内組高(永)10貫583文、有高(永)10貫466文8分、これからの納入年貢の外に、締役、鉄炮役、口纏、等、ノ30貫960文7分8厘、この目録御年貢7両3分・154文、外 田役等、清右衛門を始め21軒に割賦(締役、口纏、高掛三役、宗門、並割等)。	丁数13枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1		
585 C202	C 1	文久2年12月 (1862年)・戌	戌御年貢皆済目録	○今 要作 ●志太郡笹間村下組名主・組頭・惣百姓	笹間村下組 高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途見取(總119貫202文5分、總永29貫800文6分。②その外:小物成纏、口纏、高掛三役(米・永)、夫食代押借返納永、再夫食代押借返納永、御上洛に付き臨時糶米、③納合:永35貫77文3分、外に包歩銀。下賃152文が加わる。	(旧目録P39)	原本	状	1		
586 C81	C 1	文久3年11月 (1863年)・亥	当亥御年貢諸入加 小割帳	○笹間村下組上川内(表紙) ●記載なし	上河内組:永10貫583文、この有高10貫466文、この取纏23貫545文、永1貫547文、この取纏232文、永362文4分、この取纏435文、永365文、この取纏274文5厘、締役總2貫743文、鉄炮役總400文、小計27貫647文、口纏829文、高掛總2貫630文、この様に上河内組の年貢入加をあげ、その後、各百姓19人の入加を載せている。	(旧目録P60)	原本	横帳	1		
587 C82	C 1	文久3年12月 (1863年)・亥	当亥御年貢割賦帳	○志太郡笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組:高248石7升(永48貫1文)、有永46貫722文、この内訳として、本免、起返、新田の、各高・永と取纏、それから雑税つまり締役、鉄炮役、口纏、高掛三役をあげ、全ての納税を纏に換算し、納合:總145貫397文4分8厘としている。それから各組内の三并組、高日向組、日向組、栗ノ山組、太郎右衛門組、甚左衛門組、上河内組、大森組、西向組、大平組の10ヶ組への割賦額を示している。	丁数8枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1	○	93
588 C83	C 1	文久3年12月 (1863年)・亥	当亥御年貢諸入加 小割帳	○志太郡笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組内(10ヶ組)のそれぞれの納入年貢金を記載。それは次の通り。1、三並組7両2分、2、高日向組4両3分、3、日向組2両2分1分、4、栗野山4両2分、5、太郎右衛門組1両2分2分、6、甚左衛門組2両1分3分、7、上河内組7両3分、8、大森組4両2分、9、西向組3両2分1分、10、大平組2両2分2分。	丁数7枚 (旧目録P63)	原本	横帳	1		
589 C203	C 1	元治元年3月 (1864年)・子	亥御年貢皆済目録	○伊 半左衛門 ●駿州志太郡笹間村下組:名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途物成(總119貫202文5分、②その他:小物成纏、口纏、高掛三役(米・永)、夫食代押借返納永、再夫食代押借返納永、などがあり、米9斗4升8合、あとは全て永に換算して、永35貫104文4分。	(旧目録P39)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
590 C37	C 1	元治元年12月 (1864年)・子	当子御年貢并助郷帳	○笹間村下 上河内組:松兵衛 ●記載なし	「覚」として次のような要領で記載される。藤枝助郷5貫178文、内2貫512文(高割)、2貫666文(並割、21軒・126文宛)、掛永10貫580文、清右衛門年貢:3分1朱・333文、330文助郷、48文返納、ノ金3分2朱・309文、内2分請取済み、外20軒の同割の記載がある。	丁数5枚 (旧目録P68)	原本	横帳	1		
591 C204	C 1	元治2年3月 (1865年)・丑	子御年貢皆済目録	○伊 半左衛門 ●駿州志太郡笹間村下組:名主・組頭・惣百姓	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。①本途物成(總119貫202文5分、この永29貫800文6分(金1両に付き 銀4貫文)、②その他:小物成總、口總、高掛三役(米・永)、当分増助郷高免除、夫食代拝借返納永、再夫食代拝借返納永、などがあり。納合:米4斗7升4合、あとは全て永に換算して、永35貫220文8分。これに包歩銀・下賃152文6分が加わる。	(旧目録P39)	原本	状	1		
592 C3	C 1	慶應元年6月 (1865年)・丑	御国恩金取調帳 下書	○駿州志太郡笹間村下組役人惣代名主:伊左衛門 ●橋田恩役所	笹間村下組と言えば、三並・大森・柴ノ山・高日向・日向・大平・西向・上河地の各組が含まれる。その組々の住人89名の名前と金額(両分朱)が列挙される。文末に、我等御料所として従来安住させていただいているので、御進免(長州征伐)に際してこの金子を指出し、お役に立ちたい、との文言あり。	丁数14枚 (旧目録P55)	原本	縦	1	○	93
593 C264	C 1	慶應元年10月 (1865年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○伊奈半左衛門 ●笹間村名主・組頭・惣百姓	①笹間村高670石3斗5合、当丑より已迄5ヶ年定免、この有高629石5斗2合4勺、この取銀297貫63文。②新田高9石3斗9升5合、この取銀7貫657文、③その他:見取り、鉄炮役、綿役、高掛三役が加わる。④納合:米2石8斗6升5合、永1貫534文3分、總225貫984文、納期12月10日。	(旧目録P34)	原本	状	1		
594 C84	C 1	慶應元年10月 (1865年)・丑	当丑御年貢請取帳	○下組帳元:松兵衛(裏表紙) ●記載なし	笹間村下組の年貢請取を記載する。それは以下の組々である、日向組・高日向組・大森・西向組・大平組・柴野山組・上河内組(14名の名前と納金)。	丁数7枚 (旧目録P62)	原本	横帳	1		
595 C85	C 1	慶應元年12月 (1865年)・丑	当丑御年貢割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	①笹間村下組:永48貫1文、この有高永47貫375文9分6厘、②新田(畑):高8石6升1合(永1貫613文)=有高、この取銀6貫573文、③外に:牛・亥見取總、綿役總、鉄炮役總、高掛三役(米・總)、納合:總139貫613文8厘6毛、それから以下各組の年貢請取が記載される。各組とは10ヶ組で、三並、高日向、日向、柴野山、太郎右衛門組、甚左衛門組、上河内、大森、西向、大平である。	(旧目録P60)	原本	横帳	1		
596 C87	C 1	慶應元年12月 (1865年)・丑	当丑御年貢諸入加皆済目録	○笹間村下組帳元:松兵衛 ●記載なし	笹間村下組:35両・290文(掛永49貫614文)一銀8貫919文 園役、掛永上同断)一銀95貫442文、高掛諸入加、92軒で並割にすると1軒に付き1貫36文ずつとなる。人別669人一銀7貫663文(宗門)ノ金35両207貫764文、為金66両3分3朱170文、そして次に下組各内訳を載せる。	(旧目録P63)	原本	横帳	1		
597 C38	C 1	慶應元年12月 (1865年)・丑	当丑御年貢諸入加皆小割帳	○笹間村下組上河内 ●記載なし	上河内村:永10貫583文、この有高10貫507文8分4厘、この外、綿役、鉄炮役等、この取銀32貫832文8分6厘2毛、この外、園役、高掛三役、名主後銀、月行事等の諸掛あり、その後、清左衛門外19名の年貢(綿役、高掛三役、園役、宗門外)の小割あり。	丁数14枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1		
598 C86	C 1	慶應元年12月 (1865年)・丑	当丑御年貢不足之分割賦帳	○笹間村下組帳元:松兵衛 ●大森組、西向組、大平組、三井組、高日向組、日向組、柴野山組、右村々名主衆中	年貢不足分というのは、当丑年貢役米取立ての分と御陣屋入用外組合割合入用を組々へ割付けたもの。則、笹間村下組の当丑御年貢役米金4両2分(この銀18貫文、掛永49貫614文、御陣屋入用・廻米入用等ノ永1貫914文)、これを受取人欄に示した7ヶ組に割り振っている。	丁数4枚 (旧目録P60)	原本	横帳	1	○	93
599 C205	C 1	慶應2年3月 (1866年)・寅	已御年貢皆済目録	○伊 半左衛門 ●記載なし	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は次の通り。①本途見取:總119貫652文、永29貫913文1分1厘、②その他:小物成總、口總、高掛三役(米・永)、夫食代拝借返納永がある。結局納合:米4斗7升4合、石代永35貫606文7分1厘、それに包歩永下賃が加わる。	(旧目録P39)	原本	状	1		
600 C206	C 1	慶應2年3月 (1866年)・寅	丑御年貢皆済目録	○中 誠一郎 ●笹間村下組	笹間村下組高248石7升、年貢:①本途見取總、②その他:小物成總、口總、高掛三役(米・永)、夫食代拝借返納永、再夫食代返納永、納合:米4斗7升4合、永35貫461文7分、外川々、園役金(永)あり。	(旧目録P39)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 字区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管	
601 C207	C 1	慶應3年3月 (1867年)・卯	寅御年貢皆済目録	○中 誠一郎 ●笹間村下組名主・組頭・百姓代	笹間村下組:高248石7升、これより納入年貢は、①本途見取(纏119貫60 1文5分、永29貫900文4分、②その他:小物成纏、口纏、高掛三役(米、 永)、夫食代拜借返納永、再夫食代返納永、納合:米4斗7升4合、永35貫 103文1分、外に、川々園役金、などがある。	(旧目録P39)	原 本	状	1	○	93	
602 C265	C 1	慶長3年10月 (1867年)・卯	卯御年貢可納割付 之事	○田上寛藏 ●笹間村名主・組頭・百姓代	①笹間村高670石3斗5合(永134貫61文、丑より巳迄5ヶ年定免)、内訳: (1)田高5石4斗6升5合=有高、この取米1石9斗5升、(2)畑高664石8斗 4升、有高637石5斗1升3合、取纏300貫979文、 ②新田高(畑)9石3 斗9升5合(永1貫879文、5石代)=有高相当、この取纏7貫657文、③そ の他:畑見取り(午・亥、天保14卯)纏、鉄炮役纏、口纏、綿役纏、高掛三役 8米、纏)。③納合:米2石8斗6升5合、永1貫534文3分、纏329貫900 文、納期:12月10日。	(旧目録P34)	原 本	状	1			
603 C88	C 1	慶長3年12月 (1867年)・卯	当卯御念愚諸入加 皆済目録帳	○笹間村下組帳元:松兵衛(表紙) ●記載なし	笹間村下組年貢:金39両2分2朱240文(掛永49貫614文、国役1両1分 永39文、この纏11貫342文、家敷92軒割にて1軒に付き、纏1貫695文づ つとなる。人数681人の宗門金7貫803文、ノ金39両2分2朱。	(旧目録P63)	原 本	横 帳	1			
604 C208	C 1	慶長4年正月 (1868年)・辰	卯御年貢皆済目録	○田 寛藏 ●笹間村名主・組頭・百姓代	笹間村下組高248石7升、これより納入年貢は次の通り、①本途纏(122貫 241文3分)、②その他:小物成纏、口纏(永)、高掛三役(米・永)、納合:米 4斗7升4合、永35貫554文、これに国役金加わ。	(旧目録P39)	原 本	状	1			
605 C5	C 1	明治元年11月 (1868年)・辰	村高取調帳	○笹間村下組 ●嶋田御役所	永49貫614文、分米高133石5斗6合3勺、高248石・5石代、反別16町6 反2畝10歩、これより畑高無反別を差引、残高240石5合、この反別16町6 反2畝7歩歩、●惣残高は前記分米高と同じ、以上、報告書の下書き。	シミ、破れあり (旧目録P65)	原 本	綴 り	1	○	93	
606 C6	C 1	明治5年6月9日 (1872年)・申	元社寺領辛未御年 貢上納帳	○笹間村上組名主:原木儀十郎、外組頭・百姓代 同名主:白井伊三郎、外組頭・百姓代 ●静岡御庁	・元八幡西・下組白山社西、同明神社領、同一の首領、同春日社領 ・元久園寺領、下組元峯双院、同元光福寺領、同元龍光院、元正福寺領、 下組元青雲寺領分、 合永1貫373文9分、とある。	丁敷8枚 (旧目録P65)	原 本	縦 帳	1			
607 C545	C 1	明治5年10月 (1872年)・壬申	文久2成より明治4米迄 貢米書上帳 志太郎笹間村下組	○笹間村下組戸長:岡野谷松平 副戸長:岡野谷甚三郎 ●静岡御庁	笹間村下組:高248石7升、貢米は貢米として記載。その貢米:文久2年29 貫800文6分～元治元年まで同じ。慶應元年29貫900文4分～慶應2年ま で同じ。慶應3年30貫560文8分～明治2年まで同じ。明治3. 4年30貫95 0文1分。	丁敷4枚 (旧目録P68)	原 本	縦 帳	1	○	93	
608 近D509	C 1	(明治5年)10月 (1872年)・壬申	高反別取調書上帳	○駿河国志太郎笹間村下組元名主:岡野谷松平、 元組頭:岡野谷甚三郎、元百姓代:藤田次郎作 ●静岡御庁	寛永14年水野監物検地、笹間村下組の高反別取調書上帳で、その高240 石5合、この反別16町7反1畝19歩、上畑・中畑・下畑等18件に及び、その 反別と本免、石盛等の記載がある。	紙にシミあり (旧目録P22)	原 本	綴 り	1			
609 近D511	C 1	明治5年11月 (1872年)・壬申	元社寺領庄屋敷 高反別御取箇取調 帳	○戸長:岡野谷松平 ●記載なし	1、元社寺領:高6石7斗6升、この反別3反8畝20歩6厘、分米3石7斗7升7 合、この石盛・永盛を記載。2、元庄屋敷:高5石5斗、この反別3反24歩、分 米3石5升7合、石盛・永盛の記載あり。	丁敷正味4枚 (旧目録P25)	原 本	綴 り	1	○	93	
610 C581	C 1	2月 ・子	覚	○笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎、百姓 代:次郎左衛門 ●嶋田御役所	禱4斗、これは当村の貯夫食で、去る亥年分を頂戴したことを報告したもの。 書面全体に「見せけち」がある。	虫食い (旧目録P65)	原 本	状	1			
611 C105	C 1	12月 ・子	(上河内組年貢割 賦帳)	○庄屋:藤松、組頭:惣右衛門、同:万丞・三郎右 衛門 ●記載なし	組内17名の年貢割賦を示す。因みに最初に挙げられた人物清右衛門の場 合は次の通り、1、永952文、有高759文、この取纏3貫34文。このような形 で17名を記載。最後に合計34貫595文、この金8両2分、纏595文(但し、 金1両=4貫文)とある。	丁敷4枚 (旧目録P61)	原 本	横 帳	1			
612 C534	C 1	・子	乍恐以書付奉願上 候	○駿州志太郎笹間村 ●記載なし(御役所)	当村は去る申年より当子年まで5ヶ年定免で、その季明けを迎えたが、当村 は山内、谷間の土地柄に付き、諸作突入りは悪く難儀しているの、引き続 き定免年季は来る丑より巳年までの5ヶ年定免でお願いしたい。	(旧目録P65)	原 本	状	1	○	93	

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
613 C504	C 1	11月17日 ・丑	覚	○羽倉外記手代: 田中寿三郎・杉浦丈四郎 ●志太郎権間村下組	丑年の年貢金1両1分、永37文6分、外、包歩銀・下賃共に永6文4分、これを受取る、とある。	(旧目録P68)	原 本	状	1		
614 C600	C 1	12月15日 ・寅	寅御年貢割付覚	○石上: 六左衛門 ●上河内: 松兵衛	御年貢定免: 金5両1分・銭120文、・諸入加高懸り: 金1両・657文、・宗門入加人数割: 685文、これより上納分、御役人分、利足分等、その計3両3分・141文あり、これを差し引くと、2両3分・213文となる。大体において年貢取立てが厳しい。このこと相談したい、と文末に記載される。	(旧目録P68)	原 本	状	1	○	93
615 C601	C 1	12月27日 ・寅	覚	○三井組名主 ●上河内村: 帳元	金8両2朱・369文、これは年貢・国役・諸入加の拝借返納金。この内、6両1分・銭1貫文は納入済み、残り金1両3分・93文を本日送る、とある。	(旧目録P68)	原 本	状	1	○	93
616 C616	C 1	極月29日 ・寅	書簡	○石上村: 八左衛門 ●上河内: 岡野谷松兵衛	前々より年貢・諸賄をお願いしているが、一度に勘定するのは困難、それで残金は1ヶ年に1分として、年賦払いをお願いしたい、との願いの書状。	(旧目録P68)	原 本	状	1	○	93
617 C617	C 1	4月2日 ・卯	書簡(村継)	○上組: 帳元 ●下組: 帳元	先達で役所へ赴いた折にお願いした、当巳年より寅年までの10ヶ年定免して頂くことであるが、役所からは、本免増しでは本免が高免になるので、起返の内から繰100文増しの積もりにて請書を提出するようにと指示された。このこと承知願いたい。それから貯夫食のこと、多分詰め殺せよと指示されるであろうから、急に請書提出する場合はお知らせ願う。	(旧目録P70)	原 本	状	1	○	93
618 C565	C 1	9月20日 ・卯	廻状	○笹間村下組帳元 ●大森・西向・大平・三井・高日向・栗野・日向組各役人	大森組から日向組まで、兵賦入と、藤枝助郷金の朱金割合を載せて、この様面届き次第各小前より取立て帳元方へ納めるように、廻状で報せたもの。	元銀りの紐が取れたのか? (旧目録P56)	原 本	状	1	○	93
619 C586	C 1	11月 5日 ・卯	覚	○三井: 十右衛門 ●上河内村: 五郎右衛門	金1両、これは当年貢金の内、確かに受取る、とした覚。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
620 C506	C 1	11月10日 ・卯	卯御年貢御通	○大草太郎左衛門手附: 近藤十兵衛 ●笹間村下組名主: 松兵衛	御恩上金請取状である。この外あと1通あり、それは、卯年臨時郡中入用として、永1貫258文5分を受取りで、12月10日大草太郎左衛門手附の瀬戸本大夫から笹間村下組納人宛のものである。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
621 C508	C 1	巳	(年貢免割)	○記載なし ●記載なし	当日の年貢の免割は当月20日までにすることを、村継にて知らせる、とある。	汚れあり (旧目録P69)	原 本	状	1		
622 C107	C 1	12月3日 ・午	・巳ノ御年貢割之事、 ・当午ノ御年貢覚、 ・覚・年貢割付	○三井組: 十右衛門 ●上河内: 松兵衛	表題にある4つのもの(一紙)が一つに綴じられている。各個人から徴収したもの。ただ年貢割付だけが上河内組のもの。	(旧目録P70)	原 本	綴り	1		
623 C627	C 1	12月 ・午	覚 (年貢等書上げ)	○記載なし ●記載なし	卯12月の年貢7両3分、銭786文、・国役金1両2朱、永120文3分、・郡中1両・永58文7分、銭416文、計金9両3分2朱・永171文、6、8わり金10両と銭313文、とある。	(旧目録P68)	原 本	状	1		
624 C510	C 1	4月27日 ・未	午御年貢不納之分	○記載なし ●記載なし	大森: 金2両1分・銭437文、大平: 金4両1分、銭1貫340文、三井: 金4両1分、銭1貫340文、日向: 金1両3分、銭1貫324文、栗野山: 金2両3分、銭878文、内訳: 太郎右衛門分: 金1両2分、銭500文、外金1両、銭37文、三郎左衛門分金1両1分、銭432文、とある。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
625					通し番号625の文書は存在しない。多分整理番号C511の番号を通し番号625とすべきところ、ナンバリングのミスで通し番号626となったものと思われる。今更この現通し番号626を625に修正は出来ない。これ以後がすべて狂ってしまうので、………止む無く欠番とした。						
626 C511	C 1	8月 ・未	乍恐以書付奉願上候	○駿州志太郎伊久美外4ヶ村 ●紺屋町御役所	我が村の荒地やお取下げ場の免増について再び吟味を命じられた。各人が調べたところ面増の場所はなかった。これを機に起返等に込むが今年度の再調査については何卒ごめん仰せ付けられますようお願いする、と嘆願する。	(旧目録P64)	原 本	状	1	○	93



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
627 C583	C 1	9月 8日 ・未	書付 (呼出状)	○島田御役所 ●笹間村下組三井分未進人・組名主、同村名主・与頭	年貢取立の事、厳しく公儀から言い渡されている。それでそちらの村で不納者を吟味し、これらに御用があるので来る15日迄に未進人を召し連れて組親・名主も同伴で出頭せよ、不奉の者は「落度」となる。	(旧目録P69)	原 本	状	1	○	93
628 C517	C 1	9月 ・未	書付 (年貢未進に付き呼出)	○島田御役所 ●笹間村下組日向分未進人、組名主、同村名主、与頭	内容は通し番号627と同じ。宛先が日向分未進人となっているだけ。	(旧目録P64)	原 本	状	1	○	93
629 C618	C 1	12月18日 ・未	ふれ状 名主様元と 大平と上河内迄	○石上：六郎左衛門 ●大平・西向・大森・上河内：名主中	年貢皆済金に付いては22日が当方が一括役所へ届けるので21日迄に此の方へ届けてもらいたい。21日に整えられない分は、銘々嶋田役所に持参せよとの触状。	(旧目録P69)	原 本	状	1	○	93
630 C592	C 1	10月14日 ・申	書簡 (年貢金の件)	○三郎左衛門 ●岡野谷松兵衛	年貢金・初納金、例年の通り孫左衛門・市平分、1分宛借用の上、自分を含め3分請取願いとす添状。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
631 C472	C 1	10月 日 ・申	乍恐以書付奉願上 候	○笹間渡村兼身成村名主：五郎右衛門、笹間村下組名主：松兵衛 ●紺屋町御役所	当申年の年貢金(初納金)は身成村分が15両、笹間村下組分が5両、笹間渡村分が3両となっている。しかしながら連作にて小前からの取立てが困難だ。そんな訳で来る11月の2納金の時迄日延べを願いでた文書である。	(旧目録P64)	原 本	状	1	○	93
632 C7	C 1	・申	去申御免定 写し	○記載なし ●記載なし	駿州志太郡笹間村高679石7斗(永135貫940文、5石代A)、これより納入は、本途(米・麴)、外に、2升出目(米)、綿・鉄炮役(麴)、口米・口麴、高掛三役(米・永)、夫食返納(永)。合計：米2石3斗2合、永5貫330文3分、銀236貫631文2分。更に米納部分を永に換算し、最後に納合：金66両3分、永37文8分となっている。これ以外に、永250文が上河内の庄屋給として計上される。	(旧目録P64)	原 本	整 帳	1	○	93
633 C585	C 1	・申	(笹間村年貢納入の 事)(控)	○記載なし ●(笹間村)	当申より子年迄、5年季定免、①笹間村高679石7斗(反別44町5畝5歩)、この有高608石2斗8合4勺、この反別38町3反2畝26歩、この取纏227貫59文となっている。去る未年も同じとある。	(旧目録P66)	原 本	状	1		
634 C628	C 1	1月15日 ・酉	(金銭請取通知)	○栗野山：三郎左衛門 ●上河内：松兵衛	21軒分：銀2貫100文、内、金1分2朱を受取る。差引448文渡、とある。	文章前欠 (旧目録P69)	原 本	状	1		
635 L134	C 1	9月26日 ・酉	書状(申年御割付 小手形引替の件)	○平口五郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	先達で駿府役所より初納并申年御割付小手形引替え御用のお触れがあった。当村では見取田内見願を提出する。その御用を兼ねて28・9日時分に役所に持参の積もり。小手形差し替え御用も済ませる。あなたの村もよければ私が預頼まれてもよいので、このことお知らせ。	(旧目録P70)	原 本	状	1	○	93
636 D278	C 1	12月26日 ・酉	(御年貢金子取替の 依頼)	○石上村借主：利右衛門・次郎左衛門 ●上河内村：岡野谷松兵衛	年貢代金の取替え、米1斗5升分をお願いしたい。次郎左衛門が仲立ちします、歴人の次郎左衛門の口上通り頼みます、と依頼する。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
637 C593	C 1	12月19日 ・戌	寛(年貢金不足の 件)	○記載なし ●(三井組)	三井組の納入額は金8両2分と1貫90文であるが、その納入の内訳より、4両3分2朱と90文の不足。更に、杉山分・山代等から過不足を算出すると2両2分・526文の不足、とある。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
638 C558	C 1	・亥	亥ノ御年貢わり付事	○記載なし ●記載なし	上河内村に課せられた年貢割付を、今度は各戸に配分したものである。書き方は最初に、上河内村 市左衛門として、次に銀とその人名をセットにして、23人が列挙される。ちなみに、はじめに記載された清右衛門は3貫328文とある。	(旧目録P61)	原 本	状	1		
639 C620	C 1	7月24日	差紙 (年貢の儀に付き出頭)	○嶋田御役所 ●笹間村下組枝郷日向：名主	百姓次右衛門について、御用の儀あり、組名主利兵衛外村役人と共に早々出頭せよ、との通知。	包み紙あり (旧目録P70)	原 本	状	1	○	93
640 C630	C 1	8月25日	書簡 (起返・免上の件)	○笹間渡村：次郎左衛門 ●上河内村：岡野谷松兵衛	明日起返の御用でお出でになるとか、身成村からもそのように言ってきた。私共も少々起返を差出すので小前帳面を仕立て提出されたい、免上のごとは年延べをお願いしたい、との通知。	(旧目録P70)	原 本	状	1	○	93
641 C516	C 1	9月24日	記 (年貢納めの事)	○清水七五郎 ●岡野谷松平	当10年(年号不詳)の年貢について、昨年の見積もりは半減通り、来る28日迄に上納されたし、とある。	(旧目録P68)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
642 C515	C 1		9月25日	(初納の廻状)	○笹間渡村名主 ●笹間下組御名主	初納の廻状であるが、貴方の村には名前がないが、「国役」触れを一同継立して貰いたい。	(旧目録P70)	原本	状	1	○	93
643 C605	C 1		10月12日	(村継書簡)	○身成村名主 ●笹間村下組名主	先達で年貢初納のことでお越し頂いたが、当村は明後日14日に出張する積もりなので、そのことお伝えする、という村継文書。	(旧目録P217)	原本	状	1	○	93
644 C579	C 1		10月14日	書付(書状)	○嶋田御役所 ●笹間下組三井組・栗野山組・組頭未進人共	その村々には年貢金未進人がいる。この者等を調べ出し、彼等をこの飛脚と共に出張せよ、尤も上納した者は出張無用、と報せる。	包紙入り (旧目録P70)	原本	状	1	○	93
645 C518	C 1		11月25日	書状(借金等送金・廻米 上納の事)	○石上村:原木八左衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	返済が延引になっていた金2分本日送金、またこの春の惣代勤め入金1分も合わせて送金したので請取り願う。次に当月晦日限りに津出しのお触れがあった廻米上納の件、笹間村同村分の中札のこと、身成村か伊久美村にお頼みの程お願いする、という書状。	(旧目録P70)	原本	状	1	○	93
646 C621	C 1		12月14日	廻文 大急用向 上河内迄	○嶋田= 原木八左衛門外1人 ●伊久美村より笹間下組迄(村継)	(川崎より)焼津湊へ御上米に参り、帰りは17、8日時分になる。皆済は20日時分にもなると推察している。このこと飛脚にて報せるので、上河内迄夜通しかけても願速願いたし、とある。	包外あり (旧目録P70)	原本	状	1	○	93
647 C520	C 1		12月17日	笹間村之内上河内分 亥之御年貢金割符	○三井:十右衛門 ●上河内:松兵衛	高辻:永10貫583文、この有高6貫460文、この取纏20貫672文(有永1貫文に付き取纏3貫200文)、この外の納入は、鉄炮役、御蔵入用、包代金、綿役がある。	(旧目録P70)	原本	状	1	○	93
648 C522	C 1		27日	覚 (年貢金の事)	○小川:甚右衛門 ●上河内:岡の谷松兵衛	身成村、笹間村に関する年貢金の事、その金額5両3分、これを請取ください、という報せ。	(旧目録P70)	原本	状	1		
649 C613	C 1		欠	(年貢小割帳 等)	○欠 ●欠	笹間村下組内の各百姓毎に年貢配分が示される。、例えば、「無高入用」の部では「八郎右衛門」の場合、八郎右衛門:銭72文、清右衛門分定納750文、家並割166文、国役68文、鉄炮役28文、松兵衛分定分100文、宗門入加・白山初尾67文、宿金割121文、合計:1分と銭60文、このように各名前毎に配列される。	綴じ紐切ればら ばら。 前欠文 (旧目録P73)	原本	横帳	1		
650 C106	C 1		記載なし	(笹間村下組新田・ 反別・取纏各組覚)	○記載なし ●記載なし	笹間村下組の新田高8石6升5合、反別7反3畝4歩・取纏6貫573文、この各組分(栗の山・日向・高日向・三井・大平)を記載する。	(旧目録P70)	原本	横帳	1		
651 C109	C 1		記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	笹間村上・下組廻取増し分を記載する。上組:高30石5斗1升1合、反別1町8反8畝28歩、取纏17貫532文、内纏12貫919文増し、下組:高15石8斗5升2勺、反別1町2反6畝8歩、取纏9貫107文、内纏6貫273文増し。	(旧目録P71)	原本	綴り	1		
652 C209-1	C 1		記載なし	(年貢納辻の事)	○記載なし ●記載なし	1、西納辻:金24両3分、永6文4分、外、内訳省略、2、皮納辻:金25両2分、永41分、外内訳省略。	文章後欠 (旧目録P39)	原本	状	1		
653 C209-2	C 1		記載なし	(免状メモ書き)	○記載なし ●記載なし	承応元辰、明暦元未、万治元戌、長谷川様御免状、とある。	(旧目録P39)	原本	状	1		
654 C210	C 1		記載なし	覚 (年貢皆済)	○記載なし ●記載なし	1、永29貫841文4分、外、永129文3分、 1、永1貫268文5分、	(旧目録P39)	原本	状	1		
655 C509	C 1		記載なし	笹間村可納当年ノ 御年貢金之事	○記載なし ●記載なし	高辻:永134貫61文、反別44町5反5畝18歩、有高133貫715文、有反44町4反5畝18歩、それから上田・中田・下田・下々田・上畑の反別と取米(上畑は取纏)が示される。	(旧目録P35)	原本	状	1	○	93
656 C505	C 1		欠	笹間村可納翌ノ御 年貢金之事	○欠 ●欠	高辻:永134貫61文、これより、子年の山崩れ、当丑年の日損分を差し引き、有高114貫590文、この取纏343貫770文(但し、永1貫に付き3貫文)、外に、纏1貫文(見取り大平分)、纏合344貫770文、外に小物成綿1貫375文あり。	(旧目録P31)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
657 C512	C 1	欠	笹間村可納申ノ御年貢 金之事	○欠 ●欠	高辻:永134貫61文。有高65貫387文、この取纏261貫548文、新田: (纏1貫文)、午ノ改出(纏2貫文)、同午の改め出し大平分、栗ノ山(纏2 貫文)当申ノ改出し2文分(纏200文)。	(旧目録P35)	原本	状	1		
658 C543	C 1	欠	寅御年貢可納割付之事 (後欠)	○欠 ●駿州志太郡笹間村	笹間村高670石3斗5合(永134貫61文、5石代、未～辰まで10ヶ年定 免)、内訳:(1)田高5石4斗5合、この有高1石7斗2升5合、この取米4斗 3升、(2)畑高664石8斗4升、外に、当寅起返19石5斗、以下欠	(旧目録P35)	原本	状	1		
659 C523	C 1	記載なし	上組分・下組分 返り金割付	○記載なし ●記載なし	返り金は、上組分:2朱306文、下組分:406文となるが、これを酉・戌・ 亥・子年分を掲げて算出している。	(旧目録P71)	原本	状	1		
660 C524	C 1	記載なし	廻状一年貢諸入加之事	○記載なし ●記載なし	当亥年の年貢諸入加の件で、当月19日に申しお伝えした各村役人は、 横元松兵衛方にお出かけするように、との廻状。	(旧目録P71)	原本	状	1		
661 C526	C 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	子年4月9日より7月13日までの年貢請取の覚、このべ16貫994文、この 金1両3分・562文とあるが、村名の記載なし。	(旧目録P71)	原本	状	1		
662 C527	C 1	記載なし	覚 下組	○記載なし ●記載なし	当年分として250両割、金6両1分2朱247文、高139石5斗1升5合、以 上、割合により、亥の正月、4月、6月の3ヶ月にて取立ての積もり、とある。	(旧目録P71)	原本	状	1		
663 C529	C 1	記載なし	午御年貢残金之事	○記載なし ●記載なし	未の4月改めの各村の残金は以下の通りである。大森2両1分(錢437 文)、大平1分、三井4両1分(錢1貫340文)、日向1両3分(錢1貫324 文)、栗の山2両3分(錢878文)。	(旧目録P71)	原本	状	1		
664 C530	C 1	記載なし	戌御年貢通 (後欠)	○納人:次郎右衛門、外4人 ●記載なし	・納人:次郎右衛門、戌年10月13日、金8両、・納人:五郎右衛門、戌11 月17日、金8両、・納人:甚三郎、戌12月18日、金7両2分2朱と永58文 4分、・納人:清右衛門、戌10月24日、金11両、・納人:六郎左衛門、戌1 1月28日、金10両2朱、・納人:同人、戌12月28日、金12両1分、とあ る。	(旧目録P71)	原本	状	1		
665 C531	C 1	記載なし	(年貢割付状) (前欠)	○記載なし ●記載なし	笹間村高870石7斗、川成、山崩れあり、この反別4反12畝、この 米なし。畑高674石2斗3升5合、この有高615石1升1合、この取纏276 貫280文。文章後欠。	(旧目録P64)	原本	状	1		
666 C533	C 1	記載なし	(定免請書)	○小前(名前省略)連印 ●山内甚兵衛様御役所	当村の検見の時は当申より子まで5ヶ年定免をお願いしましたが、お願い の通り許されて有難い、こうなった以上はこの年季中、検地等行っても小 前持高10分の1に相当せず、また風水の損毛があっても、3分以上に相 当しない場合は減免しないこと仰せ渡されたが、小前一同連印をもってこ れに従うことを誓う。	(旧目録P64)	原本	状	1	○	93
667 C537	C 1	記載なし	上組定納覚 下組分	○記載なし ●記載なし	①上組:高1石3斗3升(永266文)、但し、無反別。畑方同所新田定納、 午見取り定納:高2石8斗7升5合(永575文)。亥見取り定納:高4石4斗7 升5合(永895文)、②下組:畑方定納、高8石6斗5合(永1貫613文、5 石代)、同所新田、高2石5升5合(永411文)定納、午見取、この反別2反 8畝6歩、定納亥見取、纏300文、但し無反別。	(旧目録P71)	原本	状	1		
668 C538	C 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	これは弁蔵が納入すべき米穀のランク分け石高の覚。中:1石7斗入り1本 と、8斗6本、計2石5斗6本、大:5本、数78数 小:1斗8本、中4斗の記 述あり。	(旧目録P24)	原本	状	1		
669 C539	C 1	記載なし	覚	○栗野山村:太平 ●下組御帳元様	青部村へ出会した2人の毛付については金札がないので、毛付金1札を 上組へ送ってくだされ、とする下組帳元への願ひ。	(旧目録P71)	原本	状	1	○	93
670 C551	C 1	欠	(断簡)	○欠 ●欠	笹間村下組亥年・子年の年貢通。	(旧目録P72)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
671 C541	C 1		記載なし (年貢金割付の覚)	○記載なし ●記載なし	百姓16名の年貢金を永と郷の額で示している。最後にその郷高合計28貫89文を挙げている。	(旧目録P72)	原本	状	1		
672 C542	C 1		欠 (永高・反別・田畑等級を 取米(鑑)書上げ)	○欠 ●欠	永高134貫61文(但し、1石に付き364文6分)、この反別44町5反5畝18歩、この有反35町6反4畝10歩とし、この内訳は、上・中・下田の反別と取米、そして上・中畑の反別、取郷とそれぞれの等級の石盛を記載している。	文章後欠 (旧目録P72)	原本	状	1		
673 C549	C 1		記載なし (笹間村年貢割付扣)	○記載なし ●(笹間村)	笹間村高879石7斗(永137貫940文・5石代)、この内訳:田高5石4斗6升5合、有高1石7斗2升5合、この取米4斗3升、畑高874石2斗3升5合、この有高475石3升8合、この取郷223貫312文、この取り合計:米4斗3升、郷223貫312文、当日年より寅年迄10ヶ年定免。	(旧目録P65)	原本	状	1		
674 C555	C 1		記載なし い(亥)の年御年貢	○記載なし ●記載なし	老分 右ノ丞、老分 長五郎、7月1日 老分大兵衛、老分 清右衛門、との記載あるのみ。	(旧目録P72)	原本	状	1		
675 C560	C 1		記載なし 分米(字別)	○記載なし ●記載なし	枝郷の石上、栗原、二又、大平、久野、日影、臼平、上組、下組、それぞれの分米高を記載する。	(旧目録P72)	原本	状	1		
676 C561	C 1		記載なし いぬの年 御年貢請取おぼへ	○記載なし ●記載なし	成年の年貢覚、上河内:永10貫583文、内訳:57文、残り10貫526文、この取郷30貫74文、外に、上河内村の各人の金納高と人名18人を記載。	(旧目録P72)	原本	状	1		
677 C566	C 1		記載なし (年貢皆済) (表紙欠)	○記載なし ●記載なし	笹間村、清右衛門 外の年貢皆済状、清右衛門:永高900文、有高212文、取郷286文、外に、納役・口郷・高掛三役、計520文、以下省略。	郷じ組はずれ (旧目録P72)	原本	横帳	1		
678 C578	C 1		記載なし 当丑御年貢御通 (包み紙)	○伊奈半左衛門元手付:小嶋儀一郎、中山誠一郎 手付:山中武右衛門 ●笹間村下組	小嶋儀一郎の年貢金請取:丑10月10日と丑11月10日の2通、山中武右衛門の年貢金請取:3通、計5通を一括してここにまとめる。	(旧目録P42)	原本	状	5		
679 C580	C 1		記載なし 御年貢納覚 上河内村	○記載なし ●記載なし	上河内村の年貢7町・1貫317文を、内、市左衛門が117文が出す、など個々に割り振っている。	(旧目録P72)	原本	状	1		
680 C582	C 1		記載なし 笹間村可納丑御年貢金 之事	○記載なし ●記載なし	笹間村高辻(永134貫61文)、有高89貫78文、この取郷356貫312文とある。	(旧目録P35)	原本	状	1		
681 C589	C 1		記載なし 覚 (貯穀割当て)	○笹間村下組 ●記載なし	前々からの貯穀有高:稗28石6斗6升5合、これを、伊左衛門:稗3斗6升、伊兵衛3斗2升3合5勺、というように、91名に割り振っている。	紙数8枚 紙破れあり。 (旧目録P196)	原本	横帳	1		
682 C588	C 1		記載なし (年貢割付)	○記載なし ●記載なし	六郎太夫、彦右衛門、善右衛門、平右衛門、忠左衛門、太郎左衛門、松兵衛、峯双院、金治郎、八五郎、惣左衛門、治右衛門、藤右衛門、権四郎への年貢割付、既に皆済の者もある。	丁数7枚 (旧目録P73)	原本	横帳	1		
683 C590	C 1		記載なし (定免年季明けの事)	○記載なし ●記載なし	前欠文章。石高欠、この反別21町7反6歩5厘、有高311石9斗5升3合4勺、この定免年季明けに付き、申請し、以後10ヶ年定免となる。	(旧目録P65)	原本	状	1		
684 C594	C 1		記載なし 当戌免上并起返	○記載なし ●記載なし	日向・三井・大平・西向・大森・上河内の各組の成起返本免の金額を記載する。一例:西向の場合:永156文4分、この取郷433文、永200文とこの取郷584文、内239文引き、ノ672文(去る西増分)。	(旧目録P65)	原本	状	1		
685 C595	C 1		記載なし 助郷御免願惣代入用・ 同泊入用・同参会入用 覚	○記載なし ●記載なし	計2貫871文、内、高掛三役1貫362文、并割1貫509文、このあと21名分の割当てを個別に記載している。一例:清右衛門の場合は、永905文、高掛三役129文、並割6文。	(旧目録P56)	原本	状	1		

分類:C-1 貢租一年貢

No.58

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・等区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
686 C612	C 1	記載なし	引方覚	○記載なし ●記載なし	年貢の引き方が不明。村内16名の人名を永高と鑑高の両方の金額が記載される。	(旧目録P73)	原本	状	1		
687 C624	C 1	記載なし	(米石・金銭書上)	○記載なし ●記載なし	懸高248石7斗、ノ銭31貫983文、とある。	(旧目録P173)	原本	状	1		
688 C631	C 1	記載なし	午石代直段	○記載なし ●記載なし	山西分:3分の1=1両に付き、米8斗9升6合3勺3才、3分の2=1両に付き、米8斗3升2合3勺8才、とある。	(旧目録P73)	原本	状	1		
689 C632	C 1	記載なし	御達=附書上候	○記載なし ●記載なし	三並村の龍光院の租税:元治元年~明治元年までの5ヶ年の平均高、すなわち2石1斗7升6合を納入するように、との御達しがあり、これを書上げる。	(旧目録P73)	原本	状	1		
690 B113	C 1	記載なし	(高反別)	○記載なし ●記載なし	寛政・享和の頃の高反別の覚。但し場所は不明。	(旧目録P23)	原本	綴り	1		
691 B124	C 1	記載なし	覚 (高反別)	○記載なし ●記載なし	小前の高:計8石6升6合、この内、高6石3斗1升5合=同所新田、高1石2斗4升9合=山畑新田、高5=巳の改新田の分。	(旧目録P17)	原本	状	1		
692 E109	C 1	記載なし	分米高覚 (笹間渡外近郷五ヶ村)	○記載なし ●記載なし	鶴網・伊久美・身成・笹間渡・笹間村下組・笹間村上組の分米高を記載。	(旧目録P107)	原本	状	1		
693 F434	C 1	記載なし	(分米高書上げ)	○記載なし ●記載なし	松兵衛:上田4畝23歩・分米4斗7升6合6勺、中田2畝26歩・分米2斗3升、高7斗1升6合65勺、永258文、外に、村内の個々の分米を書上げる。	(旧目録P24)	原本	状	1		
694 F1076	C 1	記載なし	入嘉(加)割之事	○記載なし ●記載なし	年貢割、63貫700文、これを、三井・高日向・日向・栗ノ山・上河内・大森・西向・に夫々割賦、外に、取替覚 等の記載あり。	丁数8前 (旧目録P182)	原本	横帳	1		
695 F1074	C 1	記載なし	覚 (年貢明細)	○記載なし ●記載なし	神座・鶴網・伊久美・身成・笹間村上組 下組・地名・下泉の村高による年貢高の計=18貫499文6分6厘、この金18両1分3朱・633文、割別あり、残金2分と1貫532文、この餘6貫732文。 神座・鶴網は五石代の村ではない。	(旧目録P176)	原本	横帳	1		

分類:C-2 貢租一額役

696 C536	C 2	正保2年閏5月6日 (1645年)・酉	本銭 上河内村覚	○記載なし ●記載なし	清太夫以下23名(村人)と金銭類が記されている。金銭合計額は10貫583文とあるが、何のための金銭が不明。	(旧目録P71)	原本	状	1		
697 C495	C 2	安永7年12月20日 (1778年)・戌	覚	○嶋田宿名主・孫兵衛 ●笹間村下組名主中	安永7・8・9年、天明元・2・3・4・5年の計8通の覚。その内容は嶋田御陣屋の修復、諸入用、郡中割合の請取状である。 但し、元明元年~5年の差出人は嶋田 甲斐市郎兵衛となっている。	伏8通を一つにつづる。 (旧目録P50・51)	原本	綴り	1		
698 C310	C 2	安永9年10月 (1780年)・子	覚 (御普請・国役金請取)	○岩松直右衛門・西村嘉伝次 ●笹間村両組名主	八幡、丁宮、権現大明神 等、16社寺:高15石5斗5升、この永76文2分、百姓屋敷高:8石2斗3升、この永40文3分、小以:金3両1分97文1分、外に永7文5分の包歩銀・下賃あり。これは去る未年~亥年迄の東海道筋川々並千曲川、犀川の御普請高掛、国役金で、これを受取る。	(旧目録P46)	原本	状	1	○	93
699 C311	C 2	天明5年10月 (1785年)・巳	覚	○岩松直右衛門・西村嘉伝次 ●笹間下組名主中	1、笹間村下組、1、市野宮権現2ヶ所・明神2ヶ所・白山1ヶ所、1、龍光院・青雲寺・正福寺・峯堂院・光福寺・法輪寺、西方寺、1、庄屋敷、以上4件小以:金1両1分、永27文2分、外に永4文3分 これは包歩銀下賃。 以上、丑~辰までの東海道筋5川と千曲川、犀川の国役御普請高掛金、この定納金を受取る。	(旧目録P46)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
700 C312	C 2	天明6年10月 (1786年)・午	覚 (国役・高掛金請取覚)	○岩松主税手代:西村嘉伝次 ●笹間村下組:名主中	笹間村下組:高248石7升、この課役金1両・永213文8分、社領5ヶ所: 高2石3斗8升7合、この課役金永11文7分、寺領7ヶ所:高3石8斗6升1 合、この課役金永18文9分、百姓屋敷:高3石5升8合、この課役金永19 文、小以金1両1分、永9文4分、外4文2分、以上これは去る寅～巳まで の東海道5川と、千曲川、犀川の国役・高掛金、これを受取る。	(旧目録P46)	原 本	状	1	○	93
701 C401	C 2	天明6年11月19日 (1786年)・午	覚	○石上:六郎左衛門 ●上河内:松兵衛	村々より送った大井川増金3両1分2朱、錢616文、この請取状、確かに 受取るとする。請取状である。	(旧目録P68)	原 本	状	1	○	93
702 C313	C 2	天明6年12月 (1786年)・午	覚	○甲屋市郎兵衛 ●笹間下組名主中	当年御陣屋入用金請取書、金2分・永95文4分、とある。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
703 C314	C 2	天明7年10月 (1787年)・未	覚 (国役・御普請・高掛請取)	○岩松主税手代:西村嘉伝次 ●笹間村下組:名主中	笹間村下組:高248石7升、この課役金1両・永216文5分。一の宮・権 現・明神・白山社領 高:2石3斗8升7合、この永11文7分。除地:瑞光院 外寺領:高3石8斗6升1合、永12文1分、百姓屋敷:高3石5升8合、この 永15文、小以金1両1分、永12文1分、外に永6文3分。以上、これは去る 卯～午までの東海道5川と、千曲川、犀川の国役・御普請・高掛金、これ を受取る。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
704 C315	C 2	天明7年12月 (1787年)・未	覚	○甲屋市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	金2分・永124文5分、これは当年御陣屋入用金として受取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
705 C316	C 2	天明8年10月10日 (1788年)・申	覚	○野田松三郎手代:木村平作 ●笹間村下組:名主中	去る卯年より未年までの東海道東海道筋、大井川・天竜川・安部川・富士 川、それに信州、千曲川・犀川の御普請国役金の請取状。すなわち、計1 両1分・永16文5分、外に包歩銀下賃永6文3分が加わる。	(旧目録P46)	原 本	状	1	○	93
706 C317	C 2	天明8年12月 (1788年)・申	覚 (陣屋修復入用請取)	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	金1分・永146文2分、これは当申年の陣屋修復入用金として受取る、とあ る。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
707 C318	C 2	寛政元年11月17日 (1789年)・酉	覚 (御普請・国役金請取)	○野田松三郎手代:木村平作 ●志太郎笹間村:名主・与頭	笹間村の高248石7升、この金1両・永219文7分(但し、高100石に付き 銀29匁5分)両替・両替60目)、これより寺社領の除地分、百姓屋敷の除 地分を除き、金1両1分、永15文4分、外に包歩銀下賃永6文3分が加わ る。これは去る辰・巳年の東海道筋大井川・天竜川・安部川・富士川と信 州千曲川・犀川御普請国役金として受取る、とする受領状。	(旧目録P46)	原 本	状	1	○	93
708 C319	C 2	寛政2年10月21日 (1790年)・戌	覚	○野田松三郎手代:木村平作 ●志太郎笹間村下組:名主中	笹間村下組:1両・永232文1分。寺社11社除地、永31文。除地15文2 分、この小以1両1分・永23文3分、外に包歩銀下賃として永6文4分。こ れは去る巳より未年までの東海道筋4ヶ川と信州千曲川・犀川の御普請 国役金の定納分として受取る。	(旧目録P46)	原 本	状	1		
709 C320	C 2	寛政3年10月10日 (1791年)・亥	覚 (御普請・国役金請取)	○野田松三郎手代:木村平作 ●志太郎笹間村下組:名主・与頭	笹間村下組高248石7升、この金1両・永232文1分(高100石に付き銀2 9匁8分、両替60目)。寺社領11ヶ所:高6石2斗4升8合、この永31 文。百姓屋敷除地高3石5升8合、この永15文2分、小以金1両1分・永28 文3分、外に、包歩銀下賃永6文4分、これは去る未年分の東海道筋大井 川・天竜川・安部川・富士川と信州千曲川・犀川の普請国役金として受取 る。	(旧目録P46)	原 本	状	1	○	93
710 C321	C 2	寛政3年12月 (1791年)・亥	覚	○嶋田町:甲屋市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	1、金1分・永57文1分、これは御陣屋修復入用の郡中割合分として受取 る。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
711 C322	C 2	寛政4年11月11日 (1792年)・子	覚 (御普請・国役金請取)	○野田松三郎手代:島村半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭	笹間村下組高133石4斗7升9合8勺3才、この金2分・永162文9分、除 地:寺社領11ヶ所:高6石2斗4升8合、この永31文。除地:百姓屋敷高3 石5升8合、この永15文2分。小以金2分・永209文1分(高100石に付き 銀24匁8分・両替60目)、外に包歩銀下賃永3文5分、これは未・申・酉分 の内、大井川・天竜川・安部川・富士川、それに信州千曲川・犀川御普請 国役金請取。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
712 C323	C 2	寛政4年12月 (1792年)・子	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	1、永184文3分(当子年中)、これは嶋田御陣屋修復入用の郡中割合分として受取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
713 C324	C 2	寛政5年10月11日 (1793年)・丑	覚 (国役金請取)	○野田松三郎手代:嶋林半三郎 ●志太郎笹間村下組:名主・与頭	笹間村下組高:133石4斗1升9合8勺1分、外に高114石5斗9升1勺9才、この金2分・永162文9分、除地・寺社領11ヶ所:高6石2斗4升8合、此の永31文、除地・百姓屋敷:高3石5升8合、この永15文2分、小以:金2分・永209文1分、外に包歩銀下賃永3文5分。これは東海道4川と信州両川の御普請国役金当五年分として請取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93
714 C325	C 2	寛政5年12月 (1793年)・丑	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	永206文、これを当丑年中御陣屋修復入用割合として受取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1		
715 C326	C 2	寛政6年8月 (1794年)・寅	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間下組:名主中	永47文5分、これは去る丑12月より当年寅3月までの陣屋修復入用の郡中割合で、その請取状である。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
716 C327	C 2	寛政6年11月12日 (1794年)・寅	覚(普請・国役金請取)	○野田松三郎手代:島村半八郎 ●駿州志太郎笹間村下組:名主・与頭中	合計金:1両1分・永98文3(笹間村下組分、同所寺社領11ヶ所分、同所百姓屋敷分と、外に包歩銀下賃永6文4分)、これは東海道4川、信州両川の御普請国役金の当寅年分として上納、受取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93
717 C328	C 2	寛政6年12月 (1794年)・寅	覚	○島田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	永206文、これを当寅年中御陣屋修復入用割合として受取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
718 C329	C 2	寛政7年7月 (1795年)・卯	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	永192文3分、これは御陣屋修復入用金として受取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1		
719 C330	C 2	寛政7年12月 (1795年)・卯	覚	○島田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	永170文7分、これは当卯6月より12月までの御陣屋修復入用郡中割合分として請取る。	(旧目録P51)	原 本	状	1		
720 C331	C 2	寛政7年12月 (1795年)・卯	覚 (普請・国役金請取)	○野田松三郎手代:嶋林半八郎 ●志太郎笹間村下組:名主・与頭中	〆金1両1分・永28文3分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・百姓屋敷より)、これは東海道4川、信州両川の普請国役金として受取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93
721 C332	C 2	寛政8年11月 (1796年)・辰	覚	○野田松三郎手代:嶋林半八郎 ●志太郎笹間村下組:名主・与頭中	〆金1両1分・永28文3分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・百姓屋敷より)、外に包歩銀下賃永6文4分、これは去る戌・支分の東海道4川、信州両川の普請国役金で当辰年分として受取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1		
722 C333	C 2	寛政8年12月 (1796年)・辰	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	金1分・永211文2分、これは当辰年の陣屋修復入用金郡中割合として受取る、とある。	(旧目録P51)	原 本	状	1	○	93
723 C334	C 2	寛政9年11月 (1797年)・巳	覚	○野田松三郎手代:嶋林半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭中	〆金1両1分・永28文(笹間村下組・寺社領11ヶ所・百姓屋敷分、外に、永6文4分(包歩銀下賃)、これは東海道4川・信州両川の普請国役金として受取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93
724 C335	C 2	寛政9年12月 (1797年)・巳	覚	○島田町:市郎兵衛 ●下組笹間村名主中	金1分・永148文3分、これは当巳年の御陣屋修復入用郡中割合として受取る。	(旧目録P52)	原 本	状	1	○	93
725 C336	C 2	寛政10年11月 (1798年)・午	覚	○野田松三郎手代:嶋林半三郎 ●志太郎笹間村下組:名主・与頭中	〆金1両1分・永28文3分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・百姓屋敷分)、外に包歩銀下賃永6文4分、これは東海道4川、信州両川・相模川の普請・国役金で当午年分として受取る。	虫損あり (旧目録P47)	原 本	状	1	○	93
726 C337	C 2	寛政10年12月 (1798年)・午	覚	○島田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	金2分・永文、これは当年御陣屋修復入用金として受取る。	(旧目録P52)	原 本	状	1	○	93
727 C338	C 2	寛政11年12月16日 (1799年)・未	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭中	〆金1両1分・永28文3分、外に包歩銀下賃永6文4分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)、これは東海道4川、信州両川・相模川の御普請国役金、当未年分として受取る。	(旧目録P47)	原 本	状	1	○	93

分類:C-2 貢租一課役

No.61

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
728 C339	C 2	寛政11年12月 (1799年)・未	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	金1分・永166文2分、これは当未年中、御陣屋修復入用郡中割合請取り。	(旧目録P52)	原本	状	1		
729 C340	C 2	寛政12年11月 (1800年)・申	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組名主・与頭中	ノ金1両1分・永28文3分、外に包歩銀下賃永6文4分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)。これは東海道4川、信州両川・相模川の御普請国役金、当申年分として受取る。	(旧目録P47)	原本	状	1	○	93
730 C341	C 2	寛政12年12月 (1800年)・申	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	金2分・永138文9分、これは当申年中の御陣屋修復入用郡中割合の請取り。	(旧目録P52)	原本	状	1		
731 C343	C 2	享和元年12月 (1801年)・西	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組役人中	ノ金1両1分・永28文3分、外に包歩銀下賃永6文4分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)。これは去る卯・辰両年分の残の内、東海道4川、信州両川・相模川の御普請国役金、この請取状。	(旧目録P47)	原本	状	1	○	93
732 C342	C 2	享和元年12月 (1801年)・西	覚	○島田宿:市郎兵衛 ●笹間村下組:御名主中	金1分・永218文6分、これは当西年中、御陣屋修復入用郡中割合請取り。	(旧目録P52)	原本	状	1		
733 C344	C 2	享和2年12月 (1802年)・戌	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭中	ノ金1両1分・永28文3分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)、外に包歩銀・下賃永6文4分が加わる。これは東海道4川、信州両川・相模川の御普請国役金で、この納入の請取状である。	(旧目録P47)	原本	状	1	○	93
734 C345	C 2	享和2年12月 (1802年)・戌	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組:名主中	金2分・永3文7分、これは当戌年中の御陣屋修復入用郡中割合の請取状である。	(旧目録P52)	原本	状	1		
735 C346	C 2	享和3年11月 (1803年)・亥	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭中	ノ金1両1分・永28文3分(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)、外に包歩銀・下賃永6文4分が加わる。これは去る巳・午領年分の残りの内、東海道4川、信州両川・相模川の御普請国役金で、当亥年分納入の請取状である。	(旧目録P47)	原本	状	1		
736 C347	C 2	文化元年11月 (1804年)・子	覚	○野田松三郎手代:大嶋瀧六郎・嶋林半八郎 ●笹間村下組:名主・与頭中	ノ金1両1分・永28文3分8(笹間村下組・同所寺社領11ヶ所・同所百姓屋敷分)、これは去る午・未両年分残りの内、東海道4川、信州両川、相模川の御普請国役金の当年分、この上納の請取状。	(旧目録P47)	原本	状	1		
737 C44	C 2	文化4年3月1日 (1807年)・卯	覚	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	①国恩出金帳扣:大森・西向・大平・三井・高日向・日向・栗野山・上河内の8組の出金計3両。②無双連山椎茸木割合帳:買主は甚六、その代金13両2分、内、1両400文は上組へ審合時に渡す。③上・下組の上河内・大森・西向・大平・三井・高日向・日向・栗野山の10組の家数計220軒への割合、以上書上げる。	丁数5枚 (旧目録P55)	原本	状	1		
738 C49	C 2	文化7年7月 (1810年)・午	御国恩金小前帳 一結目一紙付一	○笹間村下組(表紙) ●記載なし	覚:文化7年6月19日笹間渡村にて請書提出の扣、その「結目一紙」の中に、「金5両(松兵衛3両・他4人で2両)右は国恩として提出する」と紺屋町役所に提出。本帳面はその詳細を記したもの。	帳簿3枚 (旧目録P55)	原本	横帳	1		
739 C405	C 2	文化7年7月 (1810年)・午	覚 (米価引立国恩上納金請取覚)	○小 三郎右衛門 ●笹間村下組:名主・組頭	笹間村下組金5両也(名主松兵衛3両、名主伊左衛門・作左衛門、組頭作太夫・六兵衛の4人は2分ずつの計5両)、これは「去年冬の米価引立の趣意により出金せよ」との指示を受けたが、村方では国恩金として上した。本紙はその請取状である。貼紙があり、これに「文政8年1両2分下戻し、文政12年5月1両2朱下戻し、天保8年5月金1両3朱下戻し」と返済されている。	(旧目録P55)	原本	状	1	○	93
740 C404	C 2	文化14年3月 (1817年)・卯	覚 (御国恩出金請取の覚)	○櫻元:松兵衛 ●三井組:伊左衛門、高日向組:新太夫、大森組:作左衛門、大平組:次郎兵衛、栗野山組:多郎太夫・甚左衛門	各組の国恩金出金は次の通り。三井組:金1分2朱・銭177文、高日向組:金1分2朱・銭177文、大森組:金1分2朱・銭177文、大平組:金1分2朱・銭177文、栗野山組:金1分2朱・銭177文。	(旧目録P55)	原本	状	1		



通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
741 C349	C 2	文政11年12月12日 (1828年)・子	覚	○羽倉外記手代:田中永時郎、杉浦丈四郎 ●志太郎笹間村下組	金1両1分、永32文6分、外に、包歩銀下賃:永6文7分、これは納人五郎右衛門の子年分の取立て国役金、これを受取る。	(旧目録P47)	原本	状	1	○	93
742 C411	C 2	天保14年 9月 (1843年)・卯	乍恐以書付ヲ奉申上 候	○笹間村下組:松兵衛、百姓代:治郎右衛門、 組頭:甚三郎 ●嶋田御役所	この度国恩真加金上納を仰つかった。しかし実情を言えば米穀高値でこれに困った小前の援助(今は滞る)等で難渋している。故に真加金のことは許して欲しい、との願状。	(旧目録P63)	原本	状	1		
743 C412	C 2	天保14年10月 (1843年)・卯	乍恐以書付ヲ奉申上 候	○笹間村下組:松兵衛、百姓代:治郎右衛門、 組頭:甚三郎 ●嶋田御役所	松兵衛はこの度国恩真加金の納入を仰せ付けられた。これに対して松兵衛は次のような事情を挙げて宥免願いを出した。自分は百姓、その隙合いに、お茶を引き当てに年貢・諸役賄い金に取替えなどしている。又穀物高値で小前百姓困窮、この者の援助もして来たがこれも滞る始末。それに今度の改革(天保改革)で年貢の事も心配である。以上のようなことを挙げている。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	93
744 C575	C 2	慶應元年 8月 (1865年)・丑	覚	○伊奈半左衛門手付:小嶋徳一郎 ●笹間村下組名主:松兵衛	御進発御用金の内、金25両を受取る、とする請取状。	(旧目録P55)	原本	状	1	○	93
745 C576	C 2	慶應元年 8月 (1865年)・丑	(上納金者に褒美下 賜の事)	○伊 半左衛門 ●笹間村下組名主:松兵衛	公儀は御進発御用途に付き上納金を差し出すよう願ったところ、松兵衛はその願いの通り上納してくれた。故に褒美として銀子をどらせるとの申し渡し。	(旧目録P56)	原本	状	1	○	93
746 C4	C 2	慶應2年9月 (1866年)・寅	村方上金取調書上帳	○笹間村下組百姓代:次郎左衛門、組頭:甚佐三 郎、名主:松兵衛 ●嶋田御役所	笹間村下組内の三井・大森・栗ノ山・高日向・日向・大平・西向・上河内の各人の金額(両一分一朱の順に)と、その名前20名を列挙する。合計金額22両2朱、これを国恩真加金として上納する。	丁数10枚 (旧目録P82)	原本	整 帳	1		
747 C419	C 2	4月26日 ・子	(御法会国役金請取)	○山田藤左衛門手代:(山県勝助) ●記載なし	笹間村下組に於ける日光御法会国役金として金3分・永605文4分、これは去る亥年分として受取る。	(旧目録P56)	原本	状	1	○	93
748 C420	C 2	11月 ・子	覚	○小笠原信助手代:佐藤五一郎 ●記載なし	笹間村納入の小笠原国役金1分・永248文3分(包歩銀下賃共に)、これを受取る。	(旧目録P48)	原本	状	1		
749 C421	C 2	12月 ・子	覚	○小笠原信助手代:佐藤五一郎 ●記載なし	笹間村納入の小笠原国役金1分・永248文3分(包歩銀下賃共に)、これを受取る。	(旧目録P52)	原本	状	1		
750 C422	C 2	12月 ・子	覚	○羽倉外記手代:石川又右衛門 ●志太郎笹間村下組名主中	笹間村下組当年の嶋田陣屋入用として、金3分・永143文5分、これを受取る、その領収の覚。	(旧目録P52)	原本	状	1		
751 C423	C 2	12月 ・子	覚	○小笠原信助手代:佐藤五一郎 ●(笹間村下組)	郡中金としての笹間村下組の分、永863文1分と永4貫266文8分、これを受取る、とする領収の覚。	(旧目録P56)	原本	状	1		
752 C424	C 2	10月16日 ・丑	覚	○小笠原信助手代:佐藤五一郎 ●(笹間村下組)	笹間村下組に於ける去る子年分の国役金として金1両1分・永6文9分を受取る、とする領収の覚。	(旧目録P46)	原本	状	1		
753 C425	C 2	10月 ・丑	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●(笹間村下組)	当丑年の国役金として、笹間村分金1両・永232文1分、同所寺社領11ヶ所分、永31分、同所百姓屋敷分永15文2分、外に、包歩銀下賃永6分4分、これを受取る。	(旧目録P48)	原本	状	1	○	93
754 C426	C 2	12月22日 ・丑	覚	○山口茂左衛門手代:沢田寿作 ●(笹間村下組)	笹間村下組に於ける国役金3分・永155文2分、御請人馬金3分・永69文5分、以上、これを受取る。	(旧目録P48)	原本	状	1		
755 C427	C 2	12月 ・丑	覚	○羽倉外記手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	当丑年陣屋修復入用として、金3分・永107文1分、これを受取る、とする領収の覚。	(旧目録P52)	原本	状	1		
756 C428	C 2	正月 ・寅	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	去る丑年分の嶋田陣屋修復入用金2分・永182文2分、これを受取る、とする領収の覚。	(旧目録P52)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 等 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
757 C429	C 2		9月2日 ・寅	覚	○野田次三郎手代:島林半三郎 ●(笹間村下組)	東海道4川並信州両川に於ける去る丑年の国役出金として、金2分・永6 9文1分、これを受取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
758 C430	C 2		10月10日 ・寅	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	笹間村下組金1両・永232文1分、同所寺社領11ヶ所分永31文、同所百 姓屋敷永15文2分、合計:1両1分・永28文3分。これは当寅年の国役金 として受取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
759 C431	C 2		10月15日 ・寅	覚	○羽倉外代記:田中寿三郎・杉浦丈四郎 ●(笹間村下組)	笹間村下組の寅年取立て国役金1両1分・永32文6分、外、これを受取 る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
760 C432	C 2		10月17日 ・寅	覚	○山田茂左衛門手代:(山県勝助) ●記載なし	金3分・永198文、包歩銀下賃永4文7分、これは当寅年の川々国役金、 これを受取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
761 C433	C 2		11月26日 ・寅	覚(川々御普請御用国役 高掛金請取)	○田端金右衛門・伊藤幸右衛門 ●笹間村名主中	笹間村における寺院12、神社10、名主4、住人16人に対して合計:23 石7斗7升3合(この銀13匁6分)、以上、川々御普請御用、国役高掛金と して受取る、という領収の覚 (寺社名・人名あり省略)	(旧目録P48)	原 本	状	1	○	93
762 C434	C 2		12月17日 ・寅	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	金3分・永66文2分、これは笹間村下組における島田陣屋修復入用(当 寅年分)として受取る、とする覚。	(旧目録P52)	原 本	状	1		
763 C435	C 2		12月 ・寅	覚	○羽倉外記手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両1分、永97文8分、これは笹間村下組における当寅年の陣屋修復 入用として受取る。	(旧目録P52)	原 本	状	1		
764 C436	C 2		12月 ・寅	覚	○山田茂左衛門手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金3分・永9文1分、これは笹間村下組における嶋田陣屋修復入用の寅年 分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
765 C502	C 2		・寅	寅年覚 御年貢国役諸入々宗門並 割拝借合	○記載なし ●記載なし	標題に関して、大森・西向・大平・三並・高日向・日向・栗野山・上河内の 8ヶ村の笹間村下組の納入額が示される。合計額の記載なし。	(旧目録P50)	原 本	状	1		
766 C437	C 2		10月14日 ・卯	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永34文7分(合、寺社領・百姓屋敷分)、これは当卯年の国役 金として受取る、その覚。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
767 C440	C 2		11月17日 ・卯	覚	○中村程四郎・榎本甚右衛門、島林厚助 ●駿州志太郡笹間村下組	金1両1分・永32文6分、これは笹間村下組去る寅年の国役金、外に包歩 銀下賃共に永6文4分、この請取の覚。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
768 C438	C 2		11月18日 ・卯	(国役金受取りの覚)	○山田茂左衛門手代:沢田寿作 ●(笹間村下組)	金1分・永153文2分、外に包歩銀永2文、これは辰年分の国役金として 受取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
769 C441	C 2		11月19日 ・卯	覚	○山田茂左衛門手代:沢田寿作 ●(笹間村下組)	金3分・永65文4分、下包銀・永4文1分、これは笹間村下組における当卯 年の国役金として受取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
770 C442	C 2		12月 ・卯	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	金3分・永56文2分、これは笹間村下組における当卯年分の陣屋修復入 用として受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
771 C443	C 2		12月 ・卯	覚	○山田茂左衛門手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金2分・永213文5分、これは当卯年の嶋田陣屋修復入用として受取る。 (旧目録P53)	(旧目録P53)	原 本	状	1		
772 C444	C 2		12月 ・卯	覚	○岸元武太夫手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永44文6分、これは当卯年分の嶋田陣屋修復入用として受取 る。 (旧目録P53)	(旧目録P53)	原 本	状	1		
773 C445	C 2		10月 3日 ・辰	覚	○中村程四郎・榎本甚右衛門・島林厚助 ●(笹間村下組)	金1両1分・永32文6分、外に包歩銀下賃永6文4分、これは去る卯年分 の国役金、この請取の覚。 (旧目録P49)	(旧目録P49)	原 本	状	1		
774 C446	C 2		11月 ・辰	覚	○小野田三郎右衛門手代:深沢寿平 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永28文3分(寺社領・百姓屋敷共に)、外に包歩銀下賃永6文 4分、これは当辰年の御普請国役金として受取る。 (旧目録P49)	(旧目録P49)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
775 C447	C 2		12月23日 ・辰	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	金3分・永41文1分、これは当辰年分の障屋修復入用として受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
776 C448	C 2		12月 ・辰	覚	○山田茂左衛門手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	嶋田障屋修復入用の辰年分、金3分・永143文、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
777 C449	C 2		12月 ・辰	覚	○岸元武太夫手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永72文5分、これは嶋田障屋修復入用の辰年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
778 C450	C 2		正月 ・巳	覚	○岸元武太夫手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	永217文7分、これは嶋田障屋修復入用の辰年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
779 C451	C 2		11月 8日 ・巳	覚	○伊奈友之助手付:小嶋徳一郎 ●笹間村下組名主:松兵衛	金1両1分・永13文1分(包歩銀下賃共に)、これは当巳年分の国役金、これを受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		
780 C452	C 2		12月 ・巳	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	金3分・永152文6分、これは障屋修復入用の当巳年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
781 C453	C 2		12月 ・巳	覚	○伊奈友之助手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金2分・永172文2分、これは当巳年の嶋田障屋修復入用として受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
782 C454	C 2		12月 ・巳	覚	○岸元武太夫手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永122文1分、これは嶋田障屋修復入用の巳年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
783 C455	C 2		・巳	覚	○中村程四郎・榎本其右衛門・嶋林厚助 ●(志太郎笹間村下組)	金1両1部、永32文6分、包歩銀下賃永6文4分、これは当巳年分の国役金、これを受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		
784 C456	C 2		2月 ・午	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作、山下五四郎 ●笹間村下組名主中	金1両1分、永28文3分、外に16文4分と包歩銀あり、これは川々国役金の去る巳年冬の納入分として受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		
785 C457	C 2		2月 ・午	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作、山下五四郎 ●笹間村下組名主中	金1分・永246文1分、外に包歩銀・下賃永2文5分、これは朝鮮人來聘に付き、その入用高100石に付き1両、5ヶ年割り、去る巳年分として受取る。	(旧目録P56)	原 本	状	1	○	93
786 C459	C 2		10月 ・午	覚 (国役金請取の事)	○中村程四郎・榎本甚右衛門・嶋林和左衛門 ●(志太郎笹間村下組)	金1両1分・永32文6分、外に包歩銀下賃永6文4分、これは当午年分の国役金、これを受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		
787 C460	C 2		11月 ・午	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	金1分・永248文6分、外に包歩銀・下賃永2文5分、これは朝鮮人來聘に付き、入用高100石に付き金1両を、辰より申年まで5年割で徴収する。これはその午年分として受取る。	(旧目録P56)	原 本	状	1	○	93
788 C461	C 2		11月 ・午	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永34文7分、これは川々国役金、当午年冬に納めるべき分、これを受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		
789 C462	C 2		12月 ・午	覚	○藤枝下伝馬町間屋:荘右衛門 ●笹間村下組御役人中	金2両3分1朱。永81文4分5厘(この銀552文)、これは来る未年3月より申年2月まで、中年1ヶ年の余荷人馬示談金、これを受取る。	(旧目録P185)	原 本	状	1	○	93
790 C458	C 2		12月22日 ・午	覚	○小野田三郎右衛門手代:堀金吾 ●(笹間村下組)	金3分・永80文7分、これは嶋田障屋修復入用の当午年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原 本	状	1		
791 C463	C 2		12月22日 ・午	覚	○伊奈友之助手代:山口一介・飯田恵七郎 ●志太郎笹間村下組	金1両2朱・永112文3分、但し、包歩銀下賃ともに、これは川々国役金の去る巳年分、これを受取る。	(旧目録P49)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
792 C464	C 2	12月 ・午	覚	○伊奈友之助手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永58文7分、これは嶋田陣屋修復入用、当午年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原	状	1		
793 C465	C 2	12月 ・午	覚	○岸元十輔手付:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永94文1分、これは嶋田陣屋修復入用、当午年分、これを受取る。	(旧目録P53)	原	状	1		
794 C497	C 2	10月 ・未	(覚)	○中村程四郎・榎本甚右衛門・嶋林和左衛門 ●(笹間村下組)	金1両1分・永39文(包歩銀共)、これは川々国役金、去る午年分、これを受取る。	(旧目録P50)	原	状	1		
795 C466	C 2	11月12日 ・未	覚 (朝鮮人來聘に付き入用金)	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	朝鮮人來聘に付きその入用高100石に付き金1両、5ヶ年割当る。その笹間村下組松兵衛納めの分、金1分・永288文3分、是を受取る。	(旧目録P56)	原	状	1	○	93
796 C467	C 2	11月13日 ・未	覚	○小野田三郎右衛門手代:小原東作 ●笹間村下組名主中	金1両2分・永10文4分、これは川々国役金、当未年分、これを受取る。	(旧目録P49)	原	状	1		
797 C468	C 2	11月 ・未	覚	○石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金3分・永90文9分、これは嶋田陣屋の修復入用の当未年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
798 C469	C 2	12月 ・未	覚	○岸元十輔手付:石川時右衛門 ●笹間村下組	金1両・永180文7分、これは嶋田陣屋修復入用、当未年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
799 C470	C 2	12月 ・未	覚	○小野田三郎右衛門手代:安井茂作 ●(笹間村下組)	これは嶋田陣屋修復入用金、当未年分として受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
800 C471	C 2	9月29日 ・申	覚	○羽倉外記手代:河島弥左衛門・杉浦丈四郎 ●(笹間村下組納人:松兵衛)	金1両1分・永38文6分、外に包歩銀下賃永6文4分、これは川々国役金の未年分、これを受取る。	(旧目録P49)	原	状	1		
801 C473	C 2	11月15日 ・申	覚	○小野田三郎右衛門手附:山崎新次郎 ●笹間村下組名主中	金1両2分・永51文9分、但し寺社領・百姓屋敷、これは川々国役金の当申年冬分、これを受取る。	(旧目録P49)	原	状	1		
802 C474	C 2	11月15日 ・申	覚 (朝鮮人來聘に付き入用金)	○小野田三郎右衛門付:山崎新次郎 ●笹間村下組名主中	朝鮮人來聘に付き、その入用高100石に付き金1両、辰年より申年迄5ヶ年割当る。その申年分として、五郎右衛門納入分金1分・永248文6分、これを受取る。	(旧目録P56)	原	状	1	○	93
803 C475	C 2	11月17日 ・申	覚	○中村程四郎・榎本甚右衛門・嶋林和左衛門 ●(笹間村下組)	金1両1分・永32文6分、外に包歩銀下賃永6文、これは川々国役金の去る未年分、これを受取る。	(旧目録P49)	原	状	1		
804 C476	C 2	12月 ・申	覚	○嶋田町:与兵衛 ●笹間村下組御名主中	永147文6分、この銀2朱・136文、これは御陣屋修復入用の当申年3月迄の分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
805 C477	C 2	12月 ・申	覚	○嶋田町:与兵衛 ●笹間村下組御名主中	永65文7分、これは御陣屋修復入用の追割の分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
806 C478	C 2	12月 ・申	覚	○小野田三郎右衛門手代:河野応助 ●(笹間)村下組名主中	金2分・永185文5分、これは嶋田陣屋修復入用の当申年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
807 C479	C 2	12月 ・申	覚	○岸本十輔手附:石川時右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永122文、これは嶋田陣屋修復と職府牢屋入用の当申年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原	状	1		
808 C348	C 2	12月 ・申	覚	○羽倉外記手附:石河文右衛門 ●(笹間村下組名主中)	金3分・永148文8分、これは嶋田陣屋修復入用分、これを受取る。	(旧目録P52)	原	状	1		
809 C480	C 2	10月15日 ・酉	覚	○羽倉外記手代:河野亦右衛門・杉浦丈四郎 ●(笹間村下組)	金1両1分・永32文6分、外に包歩銀下賃永6文4分、これは国役金の去る未年分残り、又去る申年分、これを受取る。納人は五郎右衛門の分。	(旧目録P49)	原	状	1		
810 C481	C 2	11月22日 ・酉	覚	○小野田三郎右衛門手附:山崎新次郎 ●笹間村下組名主中	金1両1分・永51文9分、これは久左衛門が納めるべき川々国役金の当酉年分、これを受取る。	(旧目録P49)	原	状	1		

通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 享区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
811 C482	C 2		12月 ・酉	覚	○羽倉外記手附:石川又右衛門 ●(笹間村下組名主中)	金3分・永24文6分、これは嶋田御陣屋修復入用の当酉年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
812 C483	C 2		12月 ・酉	覚	○山田茂右衛門手附:柏木衛門次 ●(笹間村下組)	金1分・永224文5分、これは嶋田陣屋修復入用割合の当酉年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
813 C484	C 2		12月 ・酉	覚	○岩本十輔手附:石川時右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永224文2分、これは嶋田陣屋と駿府牢屋修復入用の当酉年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
814 C513	C 2		12月 ・酉	覚	○嶋田町:市郎兵衛 ●笹間村下組御名主中	御陣屋修復入用郡中割合、金1分・永141文2分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
815 C485	C 2		8月 ・戌	覚	○岸本十輔手附:石川時右衛門 ●笹間村下組名主中	金1分・永121文、これは去る申年の駿府陣屋白州牢屋新規・修復入用の分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
816 D203	C 2		11月4日 ・戌	覚	○九一 ●上	「御役受取書1封、外通文添、金3分、書状1封、伊久美名主孫藏」。この書状を受取った旨の状。	(旧目録P50)	原 本	状	1		
817 C486	C 2		11月18日 ・戌	覚	○山田茂右衛門手附:山県太郎馬 ●(笹間村下組)	金1両2分・永44文2分、外に包歩銀・下賃永7文7分が加わる。これは当戌年の国役金、これを受取る。	(旧目録P50)	原 本	状	1		
818 C487	C 2		12月 ・戌	覚	○岸元十輔手附:石川時右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両:永167文、これは嶋田陣屋と駿府牢屋修復入用の当戌年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
819 C488	C 2		12月 ・戌	覚	○山田茂右衛門手附:柏木衛門次 ●笹間村下組名主中	金1分・永27文6分、これは嶋田陣屋修復入用の当戌年分、これを受取る。	(旧目録P54)	原 本	状	1		
820 C489	C 2		12月 ・戌	覚	○羽倉外記手附:石川又右衛門 ●笹間村下組名主中	金3分・永13文1分、これは嶋田陣屋修復入用の当戌年分、これを受け取る。	(旧目録P55)	原 本	状	1		
821 C629	C 2		10月24日 ・亥	覚	○嶋田宿:楽原古作 ●笹間村下組御名主	郡中諸入用、永1貫99文4分、内、金1両2朱を受け取る。つり166文を返す。	(旧目録P69)	原 本	状	1		
822 C490	C 2		11月17日 ・亥	(国役金請取の覚)	○山田茂右衛門手附:山県勝助 ●笹間村下組	金1両2分・永51文9分、内、永7文7分は包歩銀・下賃、これは国役金の去る戌年分、これを受取る	(旧目録P50)	原 本	状	1		
823 C491	C 2		11月 ・未	(国役金請取の覚)	○紺屋町御役所 ●(笹間村下組)	金1両3分・永15文4分、外に、包歩銀・下賃の永6文3分あり。これは去る戌年の国役金、これを受け取る。	(旧目録P50)	原 本	状	1		
824 C492	C 2		12月22日 ・亥	覚	○野田松三郎手代:三嶋逸作 ●笹間村下組:名主・組頭中	金1両・永73文2分、これは当陣屋修復臨時入用の当亥年分、これを受け取る。	(旧目録P55)	原 本	状	1		
825 C493	C 2		12月 ・亥	覚	○岸本十輔手附:石川時右衛門 ●笹間村下組名主中	金1両・永15文2分、これは嶋田陣屋と駿府牢屋修復入用の当亥年分、これを受取る。	(旧目録P55)	原 本	状	1		
826 C494	C 2		12月 ・亥	覚	○山田茂右衛門手附:柏木衛門次 ●笹間村下組名主中	金1分・永233文9分、これは当亥年分の嶋田陣屋修復入用、また永23文4分、これ酉・戌両年の牢屋修復入用分、これを受け取る。	(旧目録P55)	原 本	状	1		
827 C606	C 2		7月24日	書簡	○身成村名主 ●上河内村御名主	明日25日、御用のことで出府する積もりなので承知願う、との連絡。その御用の内容は不明。	(旧目録P91)	原 本	状	1	○	93
828 C496	C 2		9月 6日	(伝馬宿入用と起返に付き、村継にて伝言)	○中平名主 ●上川内村御名主	当村伝馬宿入用に付いて、千年は小切手にて出したので、此度もこれにてお願いしたい。又起返については、これは近年年々免直しをして来ているので、この度は年延をお願いしたい。この返事を待つ。	(旧目録P56)	原 本	状	1	○	93

分類:C-2 貢租一課役

No.67

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
829 A127	C 2		11月 2日	書状	○上河内御名主様専下 ●身成村役人	先達でお触れの御上納金を上村の八左衛門殿にお願いして上納したので、貴村分を今日・明日の内に返金願います。もし送りの場合は御村分と笹間渡2ヶ村分を上組へ預け置きください。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
830 C439	C 2		11月19日	覚	○山田茂左衛門手代:沢田寿作 ●(笹間村下組)	①笹間村下組分、金1分・永237門9分、②寺社領11ヶ所分、永12文3分、③百姓屋敷分、永6文、④外に、包歩銀・下賃、永2文5分、これは卯年分の国役金、これを受け取る。	(旧目録P48)	原 本	状	1		
831 C634	C 2		12月21日	夫食請取	○荻野七兵衛 ●記載なし	1、4両2分、夫食12月21日分を受け取る。2、1両、10月28日、三双市兵衛持参、とある。	(旧目録P73)	原 本	状	1		
832 C623	C 2		欠	書簡	○欠 ●欠	国役金上納金のことに関する端錢配分の問い合わせ。 文章後欠に付き詳細不明	(旧目録P50)	原 本	状	1		
833 C498	C 2		記載なし	覚	○中村程四郎・覆本甚右衛門・嶋林厚助 ●笹間村下組	金2分・永180文2分、外に包歩銀・下賃永3文1分、これは琉球人参府に付き、役金請取の覚え。	(旧目録P56)	原 本	状	1		
834 C499	C 2		記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	26日夜分と27日昼分の各組の割分を挙げ、最後に笹間村下組・鶴岡・下泉村・笹間渡・上組・地名にける各1人分の賞銭を挙げる。人足賃の組割か。	(旧目録P71)	原 本	状	1		
835 C500	C 2		記載なし	(貢租・覚)	○記載なし ●記載なし	国役・諸入賃等の課役に付き、各組毎に記載する。金額のみが列挙され、それ以外に具体的なことは不明。各組とは次の通り。三並・高日向・日向・栗ノ山・大森・上河内・西向、それに太郎右衛門・甚右衛門の名前もある。栗ノ山組のみ年貢・国役・諸入加・宗門を記載した別紙がある。	(旧目録P50)	原 本	状	3		
836 C501	C 2		記載なし	(国役金の覚)	○記載なし ●記載なし	笹間村下組における初納(8両)・巳年国役金1両1分・永32文6分・琉球人国役金2分・永120文2分、外を記載する。	(旧目録P56)	原 本	状	1		
837 C532	C 2		記載なし	乍恐以書付ヲ奉申上候	○欠 ●欠	この度国買加金の提出を仰せ付けられた。しかし私共元来百姓所業農業合間に少々ずつお茶を引当て年貢諸賄金を工面して暮して来た。しかし8ヶ年以前申年凶作にて穀物高値になり、村の小前湯命に及ぶ程の者も現れる、等、村の困窮の真情を挙げ、起返の免直し本免入り、年貢上納が心配となる。どうかご慈悲を以て……と続く。	文章後欠 (旧目録P64)	原 本	状	1	○	93
838 C610	C 2		記載なし	(鉄炮役扣)	○記載なし ●記載なし	・上河内、家数22軒、ノ7挺、代料:金2分2朱・2頁780文、・日向、家数3軒代82文、ノ1頁600目、・大森、家数7軒、ノ6挺、代料金1分・1頁739文、・西向、家数9軒、ノ3挺、代料ノ2朱・582文、・大平、家数9軒、ノ5挺、代料ノ2朱・778文、・高日向、家数11軒、ノ3挺、代料655文、・栗ノ山と続く。	文章後欠、 元横帳の断片か? (旧目録P73)	原 本	状	2	○	93

分類:C-3 貢租一地租

839 C110	C 3		記載なし	(笹間村下組分定納物)	○記載なし ●記載なし	栗ノ山外、枝郷6組の定納高を記載する。6組とは、日向・高日向・三井・大平・西向・大森である。	(旧目録P71)	原 本	横帳	1		
840 C528	C 3		記載なし	(起返への課税) (笹間村下組)	○記載なし ●記載なし	笹間村下組の起返への課税、・畑高26石8升2合、年々並起返、此取廻6貫44文、内高12石6斗7合1勺、・畑高8石9斗4升8合、文化4卯年起返、この取廻1貫79文、内高4石5斗7升7合、・畑高1石2斗5升3合、文政元年貢起返、此取廻251文、内高4斗2升。	(旧目録P21)	原 本	状	1		
841 C554	C 3		記載なし	くわ上衆	○記載なし ●記載なし	三郎右衛門30文、孫四郎100文、三郎右衛門等12名、200文を列記する。	(旧目録P72)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
842 D84	D 1	延享元年5月 (1744年)・子	何国何郡何村明細帳 (雛形)	○記載なし ●記載なし	①石高(何年・誰の検地)、②人別家数、③牛馬数、④村内川(長さ)、⑤山林・原野・秣場・入会地の有無、⑥小物成の有無、⑦誰地有・御入用御普請・百姓自普請の取共、⑧耕作の外に男女の稼ぎの事、⑨平屋・郷麻の有無、⑩古作直段・田畑の概略、⑪水旱損の場有、等、15ヶ条を挙げている。来る15日迄に役所への提出を求めている。	(旧目録P84)	原本	状	1	○	93
843 B94	D 1	享和3年4月 (1803年)・亥	御尋=付書上申候	○駿州志太郡大津庄徳山郷笹間村下組名主:五郎右衛門、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●紺屋町御役所	除地として、寺7ヶ寺、氏神8ヶ所あり。私領、入会はなし、と報告する。	(旧目録P24)	原本	状	1	○	93
844 D79	D 1	文政6年 (1823年)・未	(寛政・天保家数・人口・村高書)	○池田岩之丞御代官所 ●記載なし	過去の帳面4冊、焼失したことを先ず挙げる。それは、享保8年・延享元年・宝暦2年・明和元年の4ヶ年分である。それから本標題の部を回答。則、寛政元年家数85軒・人別416人(男219・女197)、天保13年家数91軒・人別598人(男311人・女287人)、更に、寛永14年水野監物御検地(但し歩竿6尺1分)、高240石5合、この反別16町6反2畝10歩、この取録137貫945文、とある。	丁数5枚 (旧目録P74)	原本	横帳	1	○	93
845 A80	D 1	天保8年4月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉申上候	○志太郡惣代身成村名主:五郎右衛門 ●駿河御国絵図御懸り田中御役人中	1. 笹間村は元禄の頃、絵図面には笹間村とあったが、いつから笹間村と文字が替わったのか、とお尋ねであるが、これに対して、寛永年中の水帳に笹間村とあり、と回答。2. 二又村も元禄の頃絵図面に二亦村とあるが、これがいつから二又と替わったか、とお尋ね、これに対して、寛永年中の水帳に二又村と記してあり、それ以上のことは分らない、と回答する。	No.A81の2と内容は同じ。A80の2は控で、本状が原本。 (旧目録P13)	原本	状	1	○	93
846 A81-1	D 1	天保8年4月 (1837年)・酉	乍恐書付ヲ以奉申上候	○志太郡惣笹間村名主:藤太夫、組頭:吉兵衛、百姓代:次郎左衛門 ●駿河御国絵図調方御役人中	笹間村の枝郷に尻高村があったが、元禄以後亡所となったことを支配所に届け出た。このことを申し上げた処、いつ頃潰れたか具体記に通知せよとお尋ねあり。しかし年代は分らないので此の旨を報告する。	(旧目録P13)	原本	状	1	○	93
847 A81-2	D 1	天保8年4月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉申上候	○志太郡笹間村:藤太夫・吉兵衛・次郎右衛門 ●駿河御国御絵図調方御役人中	笹間村は元禄の絵図面には「笹間村」とある。これが「笹間」と替わったのはいつかとお尋ね。これは寛永14年水帳には「笹間村」とあるが、それがいつ笹間の字になったのかは分らない、と回答する。また枝郷の「二又」は元禄の絵図面に「二亦」とあるが、これは「二又」となったのはいつか、とお尋ねがあった。これは寛永14年の水帳には「二又」とある、と回答する。	通し番号B45と内容は同じ。 (旧目録P13)	原本	状	1	○	93
848 A82	D 1	天保9年3月 (1838年)・戌	差上申印鑑證文之事	○笹間村下組帳元名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:治郎右衛門 ●島田御役所	当村役人は印鑑を改めたく、以後新印鑑をもって御用向きを動めたいと願ひ出る。その村役人とは次の7ヶ組の三役(名主・組頭・百姓代)であるが、ここでは名主のみ記す。大森組名主:作左衛門、西向組名主:権右衛門、大平組名主:次郎兵衛、三井組名主:伊左衛門、高日向組名主:新太夫、日向組名主:利兵衛、栗野山組名主:太郎右衛門。	2部同じものがある。 (旧目録P13)	原本	状	2	○	93
849 D19	D 1	天保11年11月 (1840年)・子	(明細帳案文) (御代官小笠原信助預所志太郡笹間村)	○笹間村下組名主:松兵衛、与頭:甚三郎 ●柴田郡平・勝田庄蔵	村高670石3斗5合(未より辰年まで10ヶ年定免)、内、笹間村下組高248石7升、笹間村下上組高422石2斗3升5合、下組家数91軒、人別合583人、男302人、女281人、内、村役人、老人、若輩人150人を除く、残り、男152人、女馬3疋。	丁数3枚、紙劣化、破損あり、貼紙あり。 (旧目録P85)	原本	縦帳	1		
850 B109	D 1	2月 ・丑	乍恐書付を以奉申上候	○記載なし ●記載なし	此の度甘蔗の作付を命ぜられたが、当村では甘蔗の作付けをする者はない。また前々より荒地の起返と免直しを命ぜられていたが、そのような場所はなないので、従来通りをお願いしたい。	(旧目録P87)	原本	状	1	○	93
851 D239	D 1	5月3日 ・申	書状 (村差出明細に付いて)	○上組:六郎左衛門 ●下組:御名主中	村差出明細帳の下書き、ご入用とのことと送りました。岩松直右衛門・真野野十郎様両役所へ提出したその下書きです。先の田中領の節は難しかったが、いずれ両組ともこの帳面で済むであろうから早々したため置きましたが、御巡見様ご回村の様子知れ次第こちらへお知らせ願う。	(旧目録P88)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
852 B75	D 1	記載なし	(各組分米高)	○記載なし ●記載なし	笹間村下組8地区(上河内・三井・日向・栗の山・大森・西向・大平の各村と寺社領・庄屋分)の分米高を書上げる。則、146石3斗5升1合、寺社領屋敷:6石8斗3升6合を書上げる。	(旧目録P23)	原本	状	1		
853 X178	D 1	記載なし	(山名の覚)	○記載なし ●記載なし	栗の山・仲間山・無双連山の名称、いわれについて詳述する。	(旧目録P313)	原本	状	1	○	93

分類:D-2 村制・戸口・村政

854 D2	D 2	享保14年正月 (1729年)・西	A:駿州駿河志駄郡笹間村 B:草分以来覚書事	○岡野谷松右衛門(表紙) ●記載なし	丁数40枚の内、前半の25枚は表題Aに関して、あとの15枚(正味5枚、あとは白紙)が表題Bの部分に相当する。Aは主として笹間村の年貢皆済諸色目録、Bは天正10年から享保年間に至る当村の領主(代官等)の変遷を記している。	丁数40枚 (旧目録P84)	原本	横半	1	○	93
855 A66	D 2	享保21年5月24日 (1736年)・辰	今村様御朱印	○先年は岡野谷五郎右衛門と申し、只今は松兵衛と申す。笹間村上河内名主:松兵衛(下書差出) ●田中御役所	今川家の御朱印は笹間郷の内、上河内村において、山・たいら(平)1ヶ所、全部下された、と代々申し伝えにある。また先年草分けの時分は家4〜5軒存在するや否や、と申し伝えにあるが、遠く昔のことでよく分からない、と記す。	(旧目録P12)	原本	状	1	○	93
856 A5	D 2	寛延元年12月 (1748年)・西	諸国御触廻状 写	○何国何村:惣称百姓・百姓代・名主 ●記載なし	諸国村々百姓等。是まで水災その外不作の節、その御救いとして公儀に村より拝借を願ひ度いで来たが、近年不作の年が続き、その拝借も嵩み、返納難儀ということ、夫食・種代・農具代拝借米金銀の返納は30ヶ年賦返納のお許しが出来、村々は此の旨承知し、連印にてこれを提出する。	原本干支は酉年とあるが、実際は辰年である。 (旧目録P7)	原本	縦帳	1	○	93
857 D176	D 2	享和3年3月 (1803年)・亥	奉差上書付 (下書)	○笹間村下組:伊左衛門 ●嶋田御役所	三双組名主伊左衛門のこれまで使用の印形が悉く損し判別困難となる。よってこの度印形改替したく、これお願い。	(旧目録P85)	原本	状	1	○	93
858 A31	D 2	文化4年正月 (1804年)・卯	御廻状 写	○(小野田三郎右衛門手代:山下五四郎・小原東作)(紺屋町御役所又は嶋田御役所より) ●各村々	国恩金についての記事が多い。一例をあげると、「国恩有難く思い、身分に応じて出金するよとの事、その結果1両の出金があったが、納め忘れがあるかと思うのでこのこと廻状で伝えて欲しい」、など。その外、琉球人参府の事、荒地起返の事、駿府紺屋町御陣屋付きの牢屋修復入用の事などの記載がある。	丁数13枚 (旧目録P7)	原本	横帳	1	○	93
859 C407	D 2	文化13年 (1816年)・子	乍恐以書付奉願上候	○駿州安部郡飯間村外19ヶ村(連名) ●記載なし	安部郡に属する私共の村々は次に示すように困窮の極みにある。すなわち、村は山中・谷間にあり田畑極めて疎田、その悪条件の中で薪木伐出し駿府で売却、茶木植付け耕作、蘆科川筏下しなどで渡世している。その茶木であるが、芽が出し霜痛で縮込み、続く暖気で毛虫が喰ひ枯らす。この始末でこの5〜6年の間摘茶縮ぎタメ。例年2月下旬より5月、上茶・番茶を摘取り駿府問屋へ願ひ敷金を受け取り年貢その外公納している次第、などの村困窮の様子を上げて、当子年の石代値段の引下げをお願いする。	(旧目録P63)	原本	状	1	○	93
860 Z8	D 2	文政11年7月 (1828年)・子	1、乍恐以書付奉願上候 2、乍恐以書付御届奉申上候	○栗原旭香(写す) ●記載なし	1、御林が風通し悪く、老木・朽木となり痛みも著しい。この対策とし利用方法を述べ、稟願する。 2、大井川出水、栗の山村上の堤防が切れ、人家水没、百姓困窮、この救済を願う。	稟願文書の様子を折本に仕立てる。 (旧目録P325)	原本	折本	1	○	93
861 D229	D 2	文政12年2月 (1829年)・丑	郷中印判請取渡覚	○記載なし ●記載なし	「丑2月28日家判、郷中印形預かり」との記載あり。	(旧目録P85)	原本	横判	1		
862 A38	D 2	文政13年12月 (1830年)・寅	(廻状 写)	○紺屋町御役所 ●村役人(岡部宿より水川村迄)	寅年の宗門人別帳、五人組帳、鉄炮證文、丑年の夫殿帳の提出の事、その外、小物成・起返・御林・博打、熊皮、貸付金、切支丹宗門、野火、古金銀引替え、国役金、寅年石代値段、酒造、等の記載がある。	この年12月10日天保と改元される (旧目録P8)	原本	横帳	1	○	93



通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
863 D102	D 2	天保6年4月 (1835年)・未	乍恐以返答書奉申上 候(下書)	○駿州志太郡伊久美7組之内 名主:甚左衛門、 与頭:惣太夫 ●紺屋町御役所	伊久美村6ヶ組の名主と小前惣代平藏外2人が小川村名主甚左衛門 (私)を断えた。これに付いて甚左衛門の回答を以下に記す。 昨年7月の早魃時、6ヶ組名主等は雨乞いすることを決めた。その事私が 協力せず組内にも伝えなかったとして6ヶ組名主は私を公訴した。この断 えは筋違いだ。何か事を決める場合は必ず7ヶ組の名主が集り談合して 決める慣わしである。それをせず一方的に決めた。小川組は7ヶ組(村)の 本村で、帳元役も小川組で勤めてきた。その後大間の助左衛門に移った が、ここで不正があつて、帳元は7ヶ組の年番制となった。ここでも私小川 組名主の不正の申立てがあるが、小川組内の百姓からは何の申したても ないのに、外組から言われる筋合いはない……と回答する。  (旧目録P85)		原 本	状	1	○	93
864 D106	D 2	天保6年8月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候 (案文)	○記載なし ●記載なし	小川組名主甚左衛門、老衰にて名主退役、その後任が決まらず、役所にも 内伺いをしつつ、臨時に組頭仲間代で行して来た。ところが甚左衛門が 病死、小前相談の上、甚左衛門の俸恵七に後役を頼むも拒否された。し かし組頭の仲間だけでは諸事不取締で、年貢割合を始め御用向は務まら ない。そのためどうか後役を恵七を呼び出し名主を勤める様に説得して欲 しいと、願ひ出た。  (旧目録P84)		原 本	状	1		
865 D105	D 2	天保6年8月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○志太郡伊久美村の内小川組与頭:藤右衛門、外 36名連印 ●紺屋町御役所	通し番号864に同じ。2通あり、その内1通は下書と思われる。  (旧目録P84)		原 本	状	2	○	93
866 D107-1	D 2	天保6年9月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○小川組組頭:藤右衛門、同孫左衛門、小前惣 代:岡右衛門・平宗 ●紺屋町御役所	志太郡伊久美村小川組甚左衛門は往古より代々名主役を勤めた家柄、 この甚左衛門が老衰にて当5月退役、その後役が決まらぬまに組頭が御 用を勤めて来たが、手が廻り兼ね、甚左衛門の俸恵七を組頭が推薦した が恵七はそれを拒否、なんとか恵七を説得して欲しい、とする願ひ。  (旧目録P84)		原 本	状	1	○	93
867 D107-2	D 2	天保6年9月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○伊久美村小川組 組頭願人:恵七、組頭:惣太夫・ 同孫右衛門、同藤右衛門、百姓代:五右衛門、(小 前連印) ●紺屋町御役所	小川組の名主甚左衛門が死亡、その後色々行き違いあり、組頭が代役 を勤めていたが、今度、その俸恵七(32才)を組頭役に取極めたので、こ のこと認めて欲しい、との願状。  (旧目録P84)		原 本	状	1	○	93
868 D165	D 2	(天保6年) (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○駿州志太郡伊久美村中平組願人 小前惣代:太 郎左衛門、願人 二又組:平藏、願人 白井組:吉平、 同大間組彦太夫、同長嶋組吉右衛門、同願人:中 平組六郎右衛門、名主 二又組:浅右衛門、名主 白 井組:弥三郎、名主 大間組:長右衛門、名主 長嶋 組:六郎兵衛 ●紺屋町御役所	伊久美村の各組、去る7月大早魃に付き心配、この時の帳元は中平組名 主、小前より雨乞いの申出あり、その件録中へ触出した処、小川組名主甚 左衛門だけが不承知、更に外組へ不承知の通状を廻した。それ故にこの 小川組を除く5ヶ組が雨乞いを実行した。これには賭入費が掛かっている が、小川組名主甚左衛門だけがその出金に応じない。この自分勝手な態 度、困窮の小前共は難儀している。賭入用は全員出金するよう甚左衛門 を呼出し吟味の程願ひたい。以上のような願状を提出する。  (旧目録P192)		原 本	状	1	○	93
869 D147	D 2	(天保6年)3月10日 (1835年)・未	書状	○組合中名主 ●岡野谷松兵衛	伊久美出入りの件、組合一同呼出され、貴方(松兵衛)にもご苦労かけた。 又組合にもお見舞い下されお礼申し上げる。一件の事、未だ片付かず、 小川組甚左衛門のこと、賭入用は半金出させ、甚左衛門名主を隠居さ せ、俸恵七に役目を渡すよう、この2点を主張したが、甚左衛門からは返 事なし。内済のない限り白州吟味となるが、目数も掛かり、こちらとしては 迷惑。故に補村したく、この事お知らせする。  (旧目録P96)		原 本	状	1	○	93
870 A44	D 2	天保9年正月 (1838年)・戌	御廻状写扣	○志太郡笹間村下組 ●記載なし	寺社價はその多少によらず押價のご未印写しを提出、五人組鉄砲證文 夫殿帳の提出、賭けの勝負事の禁止、国々の御料に代官巡見、お尋 ねたきことは断状を提出の事、徳川刑部教諭逝去、鳴り物7日普請3日停 止の事、など、天保9年正月から1年間の廻状写し。  (旧目録P8)	丁数16枚 (旧目録P8)	原 本	横 帳	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
871 D189	D 2	天保9年3月 (1838年)・戌	差上申印鑑之事	○志太郡笹間村下組帳元名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:治郎右衛門 ●嶋田御役所	大森・西向・大平・三井・高日向・日向・栗野山の各組の名主・組頭・百姓代をあげ、この者達の印形を改めるので、その印形証文を提出したものの。	(旧目録P85)	原本	状	1	○	93
872 A83-1	D 2	天保9年8月13日 (1838年)・戌	御用御触書(包紙) 御触書写(原本)	○包紙:笹間村下組帳元、原本:岸本十輔 ●包紙:笹間村上組帳元、 原本:嶋田宿名主:九郎治、組頭:定八	この度御勘定所より沙汰あり、として、各組名主の不正の数々を挙げて、旧弊を改めよ、と殿府代官からお達しがあった。その不正を実例を挙げて村惣代が訴えたもの。一例を示すと次の通り。検見役人が入村の節、検見のため入用だとして小前より高割で金子を集め、役人・手代迄酒肴を振舞う、賄賂でもって年貢高の加減、耕地の荒地化への変更等を求める、等。	原本の和2枚を同封。 (旧目録P6)	原本	状	5	○	93
873 A83-2	D 2	(天保9年)8月23日 (1838年)・戌	書状 (村惣代の村名訴えの件)	○下泉村名主:四郎左衛門 ●身成村名主:五郎右衛門	通し番号872の御用御触書の内容(村惣代の名主訴え)が伊久美村より回送されて来て、これを拝見、当方の意見としては、役人への祝儀はした方がよいと思う、と伝える。奥部の堀ノ内や青部村には当方より連絡する、と回答する。	(旧目録P6)	原本	状	1	○	93
874 A16	D 2	天保13年正月 (1842年)・寅	小前請印帳 上河内村	○上河内村 6人組頭:利兵衛、8人組頭:忠右衛門、百姓代:次郎右衛門、6人組頭:甚三郎 ●村方御役元	博奕等賭け勝負、大勢寄合、酒事など禁止を申し合わせ確認する。	丁数5枚 (旧目録P11)	原本	堅帳	1	○	93
875 A85	D 2	天保13年8月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○記載なし ●記載なし	当御陣屋の事に付いては去々子年から以前のやり方に引戻して頂き、村々のご用向きは嶋田役所の取扱いとされた。よって岸本十輔様ご支配中とは異なり、その日の内に御用向きを済ませ帰村できるので、農業等渡世向き都合よくなり小前未々まで感謝している。この関係が将来変わらぬように念の為一同連印してお願いする、という願状。	(旧目録P13)	原本	状	1	○	93
876 D230	D 2	(天保14年)9月10日 (1843年)・卯	書状 (嶋田役所へ松助様ご一同参上に件)	○大もり(大森)名主 ●上河内御帳元	小前帳の件に付き、嶋田役所へ参上したが、これが事の外手間どり昨日9日8時半時に済んだ。大森の私(名主)と高日向の名主の両人は前夜に帰宅、また郷中組々の中には土地の引替えがあるようなので帰村します。松助様に付いては今日中にお迎えの人をお願いしたい。	(旧目録P88)	原本	状	1		
877 D184	D 2	嘉永2年2月 (1849年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (名主退役)	○西向組百姓:彦作・長五郎・長右衛門・惣吉・五郎太夫・甚七、組頭:藤太夫 ●上河内御帳元	西向組名主権右衛門は病気にてお勤めを果たせず、退役を申出る。その後役として作右衛門を認めて頂きたく、村方一統連印して願ひ出たもの。	(旧目録P86)	原本	状	1	○	93
878 D185	D 2	嘉永2年3月 (1849年)・酉	乍恐以書付奉願上候	○西向組:藤太夫外6名連印、笹間村下組名主:松兵衛、組頭:甚三郎、百姓代:次郎右衛門 ●嶋田御役所	西向組名主権右衛門は病気にてお勤めを果たせず、退役を申出る。その後役として作右衛門を決めた。これは村方一統相談の結果なので承認を願う。	(旧目録P86)	原本	状	1	○	93
879 D130	D 2	安政2年正月 (1855年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (「上」の包紙あり)	○西向組小前惣代:五郎太夫、外権右衛門等8名連印 ●御帳元	西向組名主作右衛門病身のため退役を申出る。それで村方一同相談の結果、組頭の藤太夫を後名主役に、又藤太夫の後組頭を長五郎としたので、この通り、お取り計らい願う。	虫喰いあり (旧目録P84)	原本	状	1	○	93
880 D131	D 2	安政2年2月 (1855年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (名主・組頭後役取決の事)	○笹間村下組:西向村小前:彦作外5名連印、(下組名主松兵衛、組頭・百姓代連印奥書あり) ●嶋田御役所	内容は通し番号879と同じ。	下方紙破損あり (旧目録P84)	原本	状	1	○	93
881 D190	D 2	(安政2年)2月10日 (1855年)・卯	書状 (名主後役取決めの件)	○帳元:松兵衛 ●西向組組頭:藤太夫 外村世話人	西向組の名主後役がなかなか決まらない。此の件で私方に来てくれるよう伝えるも見えないので、又催促した次第、として、更に、この後役定めのごことで今後の段取りを告げている。	虫喰いあり (旧目録P84)	原本	状	1	○	93
882 X29	D 2	安政3年5月 (1856年)・辰	乍恐書付以御内々奉願申上候	○名主:松兵衛、組頭:甚三郎、親類惣代:由右衛門 ●御役所	五左衛門の仲蔵蔵とその女房つぎは我邸で夫婦仲が悪く、親類や村役人、さらには寺のご住職、伊久美二又の名主平蔵様に頼んで意見するも両人は聞かぬ、両人とも年寄・子供を見捨てて家出したい由申している。村役人・仲人まで巻込んでいたので、内々をお願いしますが、どうかこの両人を呼出し、五左衛門の家が相続できる様にご公儀よりご意見して頂きたく、このことお願いします。	(旧目録P86)	原本	状	1	○	93

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
883 D66	D 2	安政6年正月 (1859年)・未	御触状 写 笹間村下組	○嶋田御役所 ●笹間村下組	①笹間村上・下組の嶋田陣屋修復金を来月5日迄に納入すること、とする廻状。②人相書触書一甲州巨摩郡東向村の忠兵衛の人相書一。③通過の触書、その他。	紙変色 (旧目録P6)	原 本	横 帳	1	○	93
884 D68	D 2	安政7年正月 (1860年)・申	御触状 写 笹間村下組	○記載なし ●記載なし	安政6年末12月からのお触(覚)を書き写したのもの。一例を示せば次のようなものがある。・古金銀通用停止等のお触れ(申年正月)、:浪人、旅僧、修験、物賣、座頭のねだりへの対応、・年号改元、・五品江戸廻し令、など。	丁敷18枚 (旧目録P6)	原 本	横 帳	1	○	93
885 L38	D 2	安政7年9月 (1860年)・申	奉差上印鑑之事	○笹間村下組名主:伊左衛門・源三郎・伊兵衛、 同村名主:甚左衛門 ●嶋田御役所	名主伊左衛門・与頭:源三郎・百姓代:伊平3名の印鑑改め願ひ。次に紙青文書あり:荷物送りが制限され、問屋が自由気ままに申し合わせ、下仕切りする由、それでお願ひしたいことは、先年通りどこからでも手広く荷物を送れるように、との願書の下書きである。	紙面裏面に記載あり、 どちらが紙青文書か判断できず。 (旧目録P221)	原 本	状	1	○	93
886 D67	D 2	慶應元年正月 (1865年)・丑	摘録 第一 服部 参 手自記	○記載なし ●記載なし	摘録として、次の項を記載、・木材買入値段、蛇籠用の竹の買入れ、・大井川の大聖牛の買入れや人足等の明細書、・大井川右岸の村名15ヶ村、左岸の村名15ヶ村、各村の石高、・水防役高役金上納村、・原秣場組合村等。	明治2年迄のものを 書き加える (旧目録P不明)	原 本	横 帳 半	1		
887 D225	D 2	11月10日 (明治初期)	御廻状入 <sup>外</sup> 急御用在中 (包紙入り)	○上組名主 ●下組御名主	寺院の印形を集め今日早朝静岡に向けて出発する。嶋田宿を廻る。下組も早く寺院の印形を持参し、出張されたし。出張を拒むことは許されないとある。	(旧目録P92)	原 本	状	1		
888 K173	D 2	欠	後欠 (名主等村役人への訓示)	○記載なし ●記載なし	・仏神、信心致すべき事、・諸人想敬、・人來れば私用は差し置き分限相応に尽くす事、・家内中、家來に至る迄憐れみを加える事、・百姓・土民等に至る迄憐愍を加える事、・百姓土民等に至るまで憐愍を加える事、・公儀御触れは堅く守る事、・往來の諸人何者にも宅に來れば私用を差し置き、国所に届ける事、以下文章欠。	(旧目録P218)	原 本	状	1		
889 D205	D 2	7月13日 ・子	覚	○笹間渡村名主:次郎左衛門 ●笹間下組御名主様	本紙封印にして、写触書1通、添書1通、村々請印帳1冊、以上、白木箱入りにて、7月13日丑の刻に受け取り、継立する、とある。	(旧目録P87)	原 本	状	1	○	93
890 X64	D 2	・子	記載なし (継立文書)	○石上村:六郎左衛門 ●三井村:半左衛門	「この1通御用書なので早々上河内村へ継立て願ひたい、と記してあるが、肝心の本文の記載はない。別添にて記したものか？」	(旧目録P300)	原 本	状	1		
891 D273	D 2	8月24日 ・丑	書状 (継立)	○笹間上組帳元 ●4ヶ村名主	書状に添えられた書物、これを上河内村の帳元に継立て届けて貰いたい、とする廻状。その順序は次の通り。三井村→大平村→西向村→大森村。	(旧目録P87)	原 本	状	1		
892 D136	D 2	10月16日 ・丑	書付 (包紙)	○帳元 ●日向組役人:利兵衛、百姓中	兼ねてより承知の出入りの件に付き料明したいことがあるので、18日、百姓を連れて帳元方へ来て貰いたい。 追伸:年々の小割帳を取り揃え持参するように、との連絡。	(旧目録P96)	原 本	状	1		
893 D137	D 2	12月7日 ・丑	記載なし (出役依頼の件)	○下組名主 ●上組名主	伊久美村から報告があったのでこのこと飛脚にて知らせる。御村が出役了解なら私方にお出かけ願ひ。又「出役」出来難いというのならその村方の三判をこの飛脚に渡してお送り願ひたい。	(旧目録P87)	原 本	状	1		
894 D277	D 2	7月1日 ・卯	覚	○八坂:五郎右衛門 ●役人中	これは番人上京の入用に関する八坂村五郎右衛門の覚。その額として1両2分、この銀90匁、家数96軒、但し1軒に付き9分3厘、この錢102文づつとする。なお各村の割合では、中河内204文、一色918文、上河内2貫366文を出金するものとする。	(旧目録P63)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
895 B13	D 2		8月 ・卯	(御料所御改革取締 并秋作毛見分の事)	○記載なし ●記載なし	秋の収穫前、公儀役人の検見が終わる以前は耕地に籾入れは一切い けない、から始まり、検見に出張で見える公儀役人への対応が細かく記 される。その一例、公儀役人が見えるとき、村境まで鎌・鋤・草履など を以って迎える。山崩れ、川欠砂入の荒地、起返場所、など隠さず申し でる。泊宿賄いのもてなしなど予め定められたもの以外は一切ださない、 などあり。	丁数6枚 (旧目録P6)	原 本	綴 り	1	○	93
896 D234	D 2		9月7日 ・午	(印形入用の件)	○三井組名主;伊左衛門 ●上耕地村御帳元	書状一筆、私共村方印形が必要となる。この遣いの者にそれを渡して下 さるようお願いいたします、とする印形入用の用件。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
897 D141	D 2		3月 ・未	記載なし(廻状)	○鈴屋紋十郎 ●記載なし	当代官山内甚五左衛門が当月朔日に駿府へ到着、このことお知らせす る。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
898 D201	D 2		3月 ・未	差出申一札之事	○伊久美村二又組小前惣代:平蔵・久右衛門、白 井組:吉平、長嶋組:六郎左衛門、吉右衛門、中 平組:太郎左衛門、犬間組:彦太夫、 ●下泉村1名虫喰 地名村1虫喰、笹間上組:六 郎左衛門、下組:松兵衛、身成:五郎右衛門、轉網: 新左衛門、嶋田宿:古作、金四郎。	伊久美村小川組名主甚左衛門に対して、二又組外5ヶ組の小前惣代は 願ひ筋あり駿府表へ訴え出た。この事で下泉村外7ヶ村の者が仲介して 熟談内済を働きかけたが和談に至らず。この一件に付いては皆様の世 話にはならない旨の一札を提出したものを。	(旧目録P96)	原 本	状	1	○	93
899 D235	D 2		5月16日 ・未	(差出書類印形の事) (前欠文書)	○下組帳元 ●大森・西向・大平・三井・高日向・日向・兼之山、 各々組御役人中	私方(帳元)へ提出する書付について、それが了解されるものであれば 印形の上継立てる。そして、承知か不承知かの有無を名前下へ下げ紙 して笹間組上は三井より内々知らせたい、と廻状にて廻す。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
900 X67	D 2		7月12日 ・未	覚	○西野平蔵 ●岡の谷松兵衛	惣右衛門年賦金、金1両請取の覚。	(旧目録P301)	原 本	状	1		
901 F193	D 2		9月6日 ・未	廻状笹間帳元方、 三井方大平迄	○石上:六郎左衛門 ●三井・高日向・日向・兼ノ山・上河内・大森・西 向・大平	無双連山木ノ子山を三次郎殿が買いたいというので、奥の方は山の様 子などもよく分かっているし相談して、残らず代金6両で15年季で売っ た。下々の方は様子や値段のこと詳しくは知らないと思うが、村方のため に決めた。代金請取次第、割合など詳しくは相談したい、と廻状で通知。	(旧目録P118)	原 本	状	1		
902 D236	D 2		11月26日 ・未	(印形入用の件)	○三井組名主 ●御帳元様	三井組の印形が必要となったので当方へ渡してください、という申し状。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
903 F568	D 2		12月26日 ・未	書状	○岡野谷松兵衛 ●抜里村:杉屋八左衛門	御地の清右衛門殿の便りに申す通り、急度承知のことと思うが、今日 少々金子ももたらされたことなので、早速申上げるが、明朝までに人を遣 わされるならば間に合うので、そのように心掛けてもらいたい。何かの仲 介か?	(旧目録P154)	原 本	状	1		
904 X33	D 2		12月8日 ・申	書状 (返金の金子流用のこと)	○石上:六郎左衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	役所より御陣屋修復を申し付けられた。金子懸儀に付き、貴方に返金予 定のものを流用したい。そのため金1分の手形を差し上げるので、このこ と宜しく願いたい、とする依頼状。	(旧目録P301)	原 本	状	1		
905 D246	D 2		2月朔日 ・酉	書状	○石上村;岡村八郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	市川のご隠居逝去のお悔やみ、また嶋田宿へ名主衆の出役の件、等を 記載する。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
906 D248	D 2		2月9日 ・酉	書状	○石上村:岡村六郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	先日の郷中名主寄合に、病気で欠席、その時の寄合様子に付き書状に て伺う。その様子とは、日影の市郎左衛門との掛合の掛合の問題のことで 御役所へお願いに上がったこと、このこと何とか解決して欲しい、と述べて いる。	(旧目録P89)	原 本	状	1		
907 D250	D 2		6月29日 ・酉	書簡 (印判入用の件)	○三井組名主 ●上河内村帳元	当村方印判入用に付き、お貸し願いたく、それを遣いの者に渡して欲し い、とある。	(旧目録P89)	原 本	状	1	○	93